

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会
(防犯まちづくり部会・再犯防止部会)

第2回 次第

日時：令和5年8月1日(火)
14時00分～17時00分
場所：京都府公館 第5会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に関する意見交換について

4 その他

5 閉会

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会
(防犯まちづくり・再犯防止部会)

第2回 (R5. 8. 1) 出席者名簿

【検討委員】

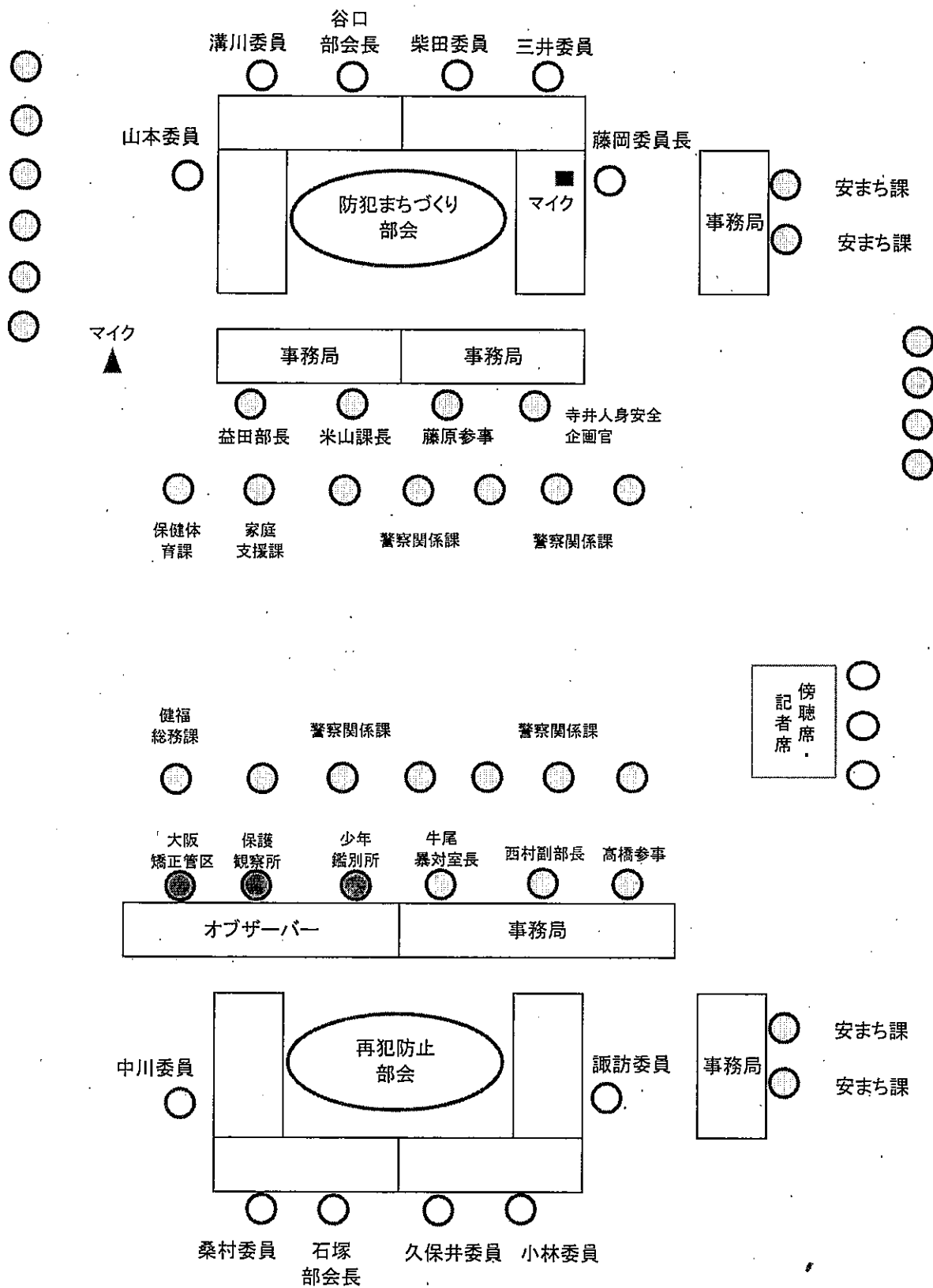
(敬称略)

氏名	所属	備考
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授	
<防犯まちづくり部会>		
谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部教授	
柴田 勝久	与謝野町総務課長 (京都府町村会)	
椿原 正人	京都府防犯推進委員連絡協議会会長	欠席
溝川 眞司	有限会社空海コーポレーション代表取締役	
三井 俊和	一般社団法人関西ICT協会理事、京都府警察ネット 安心アドバイザー	
山本 紫乃	学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」	
<再犯防止部会>		
石塚 伸一	龍谷大学名誉教授	
久保井 純子	NPO法人京都府就労支援事業者機構事業所長	
桑村 信慶	京都府保護司会連合会会長	
小林 稔	京都府地域生活定着支援センター長	
諏訪 真之	京都市保健福祉総務課労務・調整担当課長	
中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役	

【オブザーバー】

氏名	所属	備考
小野 和典	法務省大阪矯正管区更生支援企画課第二係長	
沖田 靖晃	京都保護観察所企画調整課長	
瀧上 康幸	京都少年鑑別所長	

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会
 (防犯まちづくり・再犯防止部会)
 第2回(R5.8.1) 部会 配席図



「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会
(犯罪被害者等支援部会)

第2回 次第

日時：令和5年8月4日（金）
14時00分～16時00分
場所：京都府公館 第5会議室

1 開会

2 あいさつ

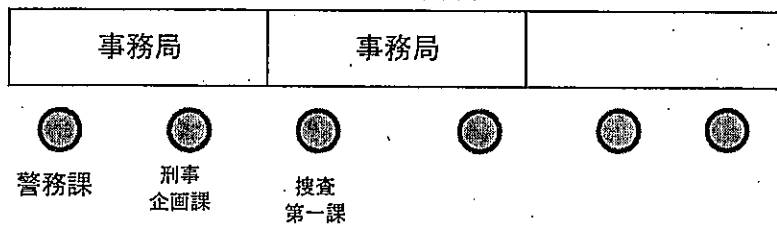
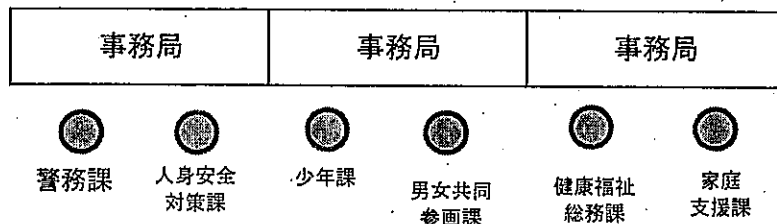
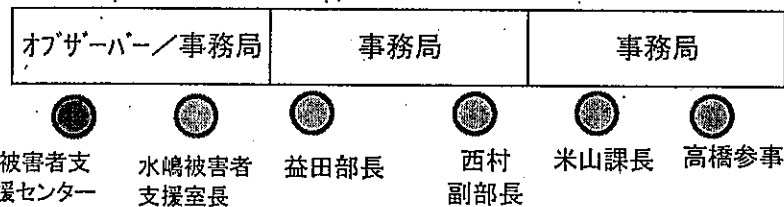
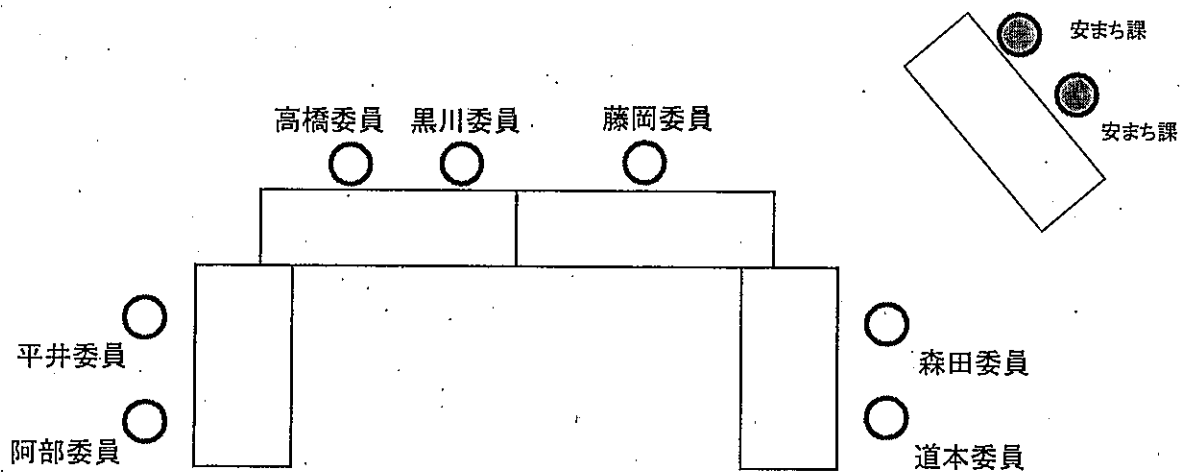
3 議事

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に関する意見交換について

4 その他

5 閉会

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会
 (犯罪被害者等支援部会)
 第2回(R5.8.4) 配席図



報道カメラ

出入口

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会
(犯罪被害者等支援部会)

第2回 (R5. 8. 4) 出席者名簿

【検討委員】

(敬称略)

氏名	所属	備考
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授	
◀犯罪被害者等支援部会▶		
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部教授	
阿部 千寿子	京都先端科学大学経済経営学部准教授	
高橋 みどり	京都弁護士会	
平井 紀夫	京都犯罪被害者支援センター副理事長	
道本 明典	八幡市総務部長 (京都府市長会)	
森田 里佳	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会事務局次長	

【オブザーバー】

氏名	所属	備考
冨名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター	

資料目次

- 1 現行計画に基づく取組実績（平成31（令和元）年度～令和4年度）
 - 資料1-① 第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくり（防犯まちづくり）
 - 資料1-② 第3章 再犯防止施策の推進
 - 資料1-③ 第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

- 2 資料2 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（平成31年度～令和5年度）の記載項目と各条例等との関係

- 3 京都府犯罪被害者等支援条例関係資料
 - 資料3-① 概要
 - 資料3-② 支援施策について（概要）
 - 資料3-③ 犯罪被害者等支援ワンストップ調整会議（支援調整会議の設置）
 - 資料3-④ 支援調整会議による支援の流れ

- 4 資料4 2018（平成31）年以降に制定・改定された関連法律等

- 5 資料5 犯罪のない安心・安全なまちづくりにおける関連計画

現行計画	取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
(1) 地域における防犯活動の推進							
(7) 地域住民等との連携・協働による地域防犯力の向上							
a. 「府民協働防犯ステーション」の更なる活性化	府民協働防犯ステーションによる多様な防犯活動の成果や良好事例の共有化等に関する支援を継続して行います。	・府内全交番・駐在所に府民協働防犯ステーションを設置 ・府民協働防犯ステーションへの運営費、特別プログラム費等の財政的支援	全297ステーションに実施	全297ステーションに実施	全297ステーションに実施	全297ステーションに実施	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
		・防犯ボランティアを対象とした府民協働防犯ステーション実践型講習会の開催（府・府警本部主催）	5箇所 301人	3箇所 166人	2箇所 131人	4箇所 250人	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課 警察本部 地域課、生活安全企画課
b. ビューティフル・ウィンドウズ運動による美化活動の推進	割れ窓理論実践運動による美化活動に加え、これまでの割れ窓理論実践運動から一歩進んだまちの美化活動を推進することで、犯罪が起こりにくい安心・安全が見える地域環境を創出します。	・ビューティフル・ウィンドウズ運動の実施	15回 1,376人	18回 245人	19回 501人	13回 554人	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
c. 「ながら」防犯パトロールの推進	ボランティア不足、空白地の解消に効果が期待でき、日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やす、ペットの散歩やジョギング等の中で行う「ながら」防犯パトロールを推進します。	・府民防犯の日、全国地域安全運動期間における広報 ・「ながら」防犯に取り組む防犯ボランティアの表彰（防犯まちづくり賞） ・「ながら」防犯活動参加者への防犯グッズの提供 ・動画作成	継続	継続	継続	継続	警察本部 生活安全企画課
d. 防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化	現役世代や学生等のボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、既存ボランティアの活動を顕彰する「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者（団体）表彰」等の受賞について積極的に広報するほか、防犯推進委員や学生防犯ボランティア、青色防犯パトロール活動従事者に対する防犯研修会や相互交流会の開催、活動用資機材の整備等の活性化に向けた支援を推進するとともに、青色防犯パトロール活動の普及促進に向けた支援の更なる充実を検討していきます。	・防犯まちづくり賞の実施	個人 12人	個人 10人	個人 10人	個人 13人	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
		・地域安全功労者・団体表彰の実施	個人 33人 団体 10団体	個人 35人 団体 12団体	個人 41人 団体 12団体	個人 44人 団体 12団体	警察本部 生活安全企画課
		・青色防犯パトロール活動資機材の整備と無償貸付の実施	50台	30台	12台	18台	予算の関係で貸付減少
		・青色防犯パトロール講習会の開催（各警察署）	継続	コロナのため休止	コロナのため中止	継続	
e. 事業者による防犯CSR活動の支援	事業者に対する研修会の開催、企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の登録勧奨、「京都府地域の安心・安全サポート事業所」への登録促進により、事業者による防犯CSR活動を支援します。	・「京（みやこ）すぐメール」の登録勧奨	事業者登録 3,421件	事業者登録 3,819件	事業者登録 4,881件	事業者登録 5,314件	警察本部 生活安全企画課

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画
第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

資料1-①

現行計画		取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当者
f. 大学による自主防犯対策の推進	京都府大学安全・安心推進協議会を通じ、情報共有のほか、大学生の防犯意識や規範意識の向上策等についての検討を行います。また、新生、学生向けマンション業者などへの啓発資料の配布のほか、大学駐輪場の防犯環境整備、女子大学生対象の性犯罪被害防止啓発活動、学園祭等における自転車盗被害防止啓発活動等、大学による自主防犯対策を推進します。	・学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」講習会	継続	継続	継続	継続		警察本部 生活安全企画課
		・京都府大学安全・安心推進協議会総会、専門委員会の開催	継続	継続	継続	継続		
		・大学生の被害防止のための啓発動画、啓発資料の配信	継続	継続	継続	継続		
(4) 交番・駐在所機能の充実・強化	交番・駐在所が地域における安心・安全の中核となるよう、事件事故への迅速な対応やパトロール体制を強化するとともに、府民協働防犯ステーション活動を通じた地域住民等による自主的な活動を支援するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。	・交番、駐在所の建替整備等	継続	継続	継続	継続		警察本部 地域課
		・防犯ボランティア等との合同パトロール	継続	継続	継続	継続		
(9) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施								
a. 広報啓発活動の積極的な推進と府民参加型の地域安全フォーラム等の開催	全国地域安全運動や府民防犯旬間に合わせて、府民と協働した広報啓発活動を積極的に行うとともに、京都府等が主催する「安心安全まちづくり京都大会」等の府民参加型の地域安全をテーマとしたフォーラムを開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く府民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。	・安心安全まちづくり京都大会の開催	継続	コロナのためバンパ作成	コロナのためバンパ作成	防犯動画作成 大会 雨天中止		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課 警察本部 生活安全企画課
		・府民防犯の日における府内一斉啓発 ・ショッピングセンター、街頭での啓発	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
		防犯ボランティアフォーラムの開催	単年度事業					警察本部 生活安全企画課
b. 自主防犯意識の高揚に向けた広報啓発活動の実施	被害防止ポスター・チラシ、被害防止啓発イベント用防犯グッズの作成・配布により、自主防犯意識の高揚を図ります。	・被害防止ポスター・チラシ、防犯グッズの作成・配布等 ・ながら防犯、自転車盗、特殊詐欺、闇バイト等	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
c. 防犯関係情報の効果的な発信	地域の犯罪情勢を分析し、子どもや女性を対象とした犯罪や府民の体感治安を悪化させるひったくり等の事件に係る情報、不審者等に関する情報、被害の防止方法に係る防犯情報等について、防犯・犯罪情報メール等の各種広報媒体を活用してタイムリーかつ適切に提供することにより、被害の連続発生を抑制するとともに、府民の自主防犯意識の高揚を図ります。	・防犯・犯罪情報メールによる防犯情報の提供	配信 1304件 登録 57,887件	配信 1470件 登録 65,425件	配信 1407件 登録 16,507件	配信 1085件 登録 24,758件		警察本部 生活安全企画課
d. 企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の運用	府内の企業や事業所、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報をまとめた地域安全ニュースを配信し、自社従業員や顧客等へのニュース資料の提供等を通じて、多様な層への情報発信を図るとともに、各事業所単位の防犯CSR活動の促進を図ります。	・「京（みやこ）すぐメール」による防犯情報の提供	229件配信	267件配信	406件配信	401件配信		警察本部 生活安全企画課
e. 可搬型デジタルサイネージの運用	可搬型デジタルサイネージを運用し、視覚に訴える形で効果的な情報発信を行います。	・デジタルサイネージを活用した情報発信	5台	5台	5台	13台		警察本部 生活安全企画課
f. 犯罪情報分析システムの効果的な運用	被害場所等の特徴や傾向を一目で把握できるように、GIS（地理情報システム）を活用した情報発信を行います。	・GISを活用した犯罪発生密度マップの配信	毎月1回	毎月1回	毎月1回		R4～下記内容に移行	警察本部 生活安全企画課
		・GISを活用した犯罪発生マップ、犯罪分布図、犯罪情報統計の公開（R3から運用）			新規	継続		警察本部 生活安全企画課

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

資料1-①

現行計画	取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課		
(1) 予測型犯罪防衛システムの予測精度向上に向けた調査・研究	平成28年10月から運用を開始した予測型犯罪防衛システムは、京都府警察が独自に開発した算法により、特定罪種の将来の犯罪発生の可能性の高い時間と場所を予測することで、先制的な抑止・検挙活動が行えるシステムであり、犯罪予測エリアを踏まえたパトロール地図を作成して、防犯ボランティアとの合同パトロールにも活用しています。更なる予測精度向上に向けた取組として、調査・研究を継続して行い、AIも含めたシステムの適応及び予測対応罪種の拡充を目指します。	AI等の先端技術を活用した犯罪多発警告を表示するための調査・研究、システム運用	継続	継続	継続	継続		警察本部 刑事企画課	
		・環境要因（道路・建物等）の関連データの調査・研究、システム運用（運用自体は終了、上記調査・研究等に引継ぎ）	継続	継続	継続	継続			
(4) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上	「公共施設等における防犯指針」により住宅の防犯性能の向上や道路、公園、駐車場等の明るさや見通しの確保等について、また、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」によりプライバシーの保護や画像の適正管理等について、それぞれ情報提供や助言を行い、地域の防犯環境の整備促進を支援します。 防犯カメラについては、地域住民や事業所等が防犯カメラ設置等による効果的な防犯環境の整備・改善を行う上で、犯罪情報分析に基づく犯罪情報を積極的に提供するほか設置場所の選定等に当たり、適切な助言を行います。 また、警察、市町村、事業者等の連携のもと、最近急速に需要が高まっているドライブレコーダーを活用したまちな見守り協定の締結等、地域一体となった取組を支援して、地域防犯力の向上を推進します。	・防犯カメラ設置に係る相談等について「防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン」により適切に助言	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	
		・京都市との治安協定に基づく「防犯カメラ設置促進補助事業」	81団体 214台	105団体 277台	89団体 205台	31団体 54台		警察本部 警務課（治安総合対策室） 京都市警察部企画課	
		・「京都市大学防犯カメラ設置促進補助事業」	2大学 16台	1大学 8台	休止	休止	予算の関係と設置要綱に該当する大学からの要望がないため		
		・京都市との治安協定に基づく「ドライブレコーダーが生み出す京（みやこ）・安心安全推進プロジェクト」（R2.10運用開始）			新規	継続			
		・京都市との治安協定に基づく「京（みやこ）の見守り大作戦」（R4.10運用開始）					新規		
		・京都市域外の自治体との治安協定に基づく防犯カメラ設置補助事業やドライブレコーダーによるまちな見守り活動等各種事業の推進			3市町村	3市町村	6市町村		
(2) 児童虐待への対策や子どもの安全の確保									
(7) 児童虐待防止のための総合対策の実施	急増・困難化する児童虐待に迅速かつ確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、切れ目のない一貫した施策を総合的に推進します。 （未然防止） ・医療機関連携や地域団体、NPO等による育児不安を抱えた保護者からの相談や見守りの体制を支援 ・保健所、市町村、NPO等が実施する子育て講座等の充実 ・養育上課題のある家庭への心理専門職による相談・支援 ・虐待防止のための広報啓発（オレンジリボンキャンペーンの実施等） （早期発見・早期対応） ・児童相談所における児童虐待対応協力員の配置、組織体制の強化等 ・児童相談所、市町村、関係機関等職員への研修や、児童虐待対応訓練による対応力の充実 ・産後ケア事業従事者に対する産婦のメンタルヘルスケア等の研修	・医療機関連携	参加機関 72施設	参加機関 72施設	参加機関 72施設	参加機関 72施設		健康福祉部 家庭支援課	
		・産後ケア事業従事者に対する虐待未然防止研修	継続	コロナのため中止	コロナのため中止	コロナのため中止		健康福祉部 こども・青少年総合対策室	
		・児童虐待未然対策事業（子育てサポート）	継続	継続	継続	継続			
		・家庭とこどもの心身のサポート事業	継続	継続	継続	継続			
		・児童相談所、市町村、関係機関等職員への研修や、児童虐待対応訓練による対応力の充実	継続	継続	継続	継続		警察本部 少年課	
(4) 児童虐待防止のための異なる連携体制の強化	関係機関の更なる連携体制の強化に向け、児童虐待対応地域連携会議の設置等、児童相談所と警察との緊密な情報共有の仕組みづくりを進めていきます。	・児童虐待対応地域連携会議の開催	4回	3回	4回	4回		健康福祉部 家庭支援課	
		「児童虐待・DV防止連携推進員」の配置		新規	継続	継続			

現行計画	取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
	「児童虐待防止強化対策検討会」の設置		新規	継続		R4施行された条例のための検討委員会のため	
	・要保護児童対策地域協議会への参画	継続	継続	継続	継続		警察本部 少年課
	・児童相談所と警察の協定に基づく情報共有（府管確認）	継続	継続	継続	継続		
(9) 子どもの安全の確保に向けた取組の推進							
a. 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施	子ども自ら「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して、犯罪被害を回避する能力を身につけるための体験型地域安全マップづくりや、声かけされた際の対応（ランドセル等を背負ったまま逃げる、誘いを断るなど）等、従来の防犯教室をより起こりうる現実に近い手法で実施する体験型防犯教室を開催するなど、子どもの危機回避能力向上に向けた取組を推進します。	・体験型防犯教室、スタンプラリーの実施	継続	継続	継続	継続	警察本部 生活安全企画課
		・子供の発達段階に応じた「防犯教育プログラム」による体験型防犯教室の実施（R2から事業開始）		新規	継続	継続	
		・電車通学する児童が多い小学校を対象とした電車や駅構内における不審者への対応要領に関する防犯教室の開催（R3から事業開始）			新規	継続	警察本部 鉄道警察隊
b. 子ども見守りボランティアに対する支援の実施	子どもの登下校の見守りを行うボランティアに対して、ボランティア保険の加入や資機材の提供等を行うことで活動を支援します。	・子ども、地域の安心・安全活動支援事業（ボランティア保険の加入、資機材交付）	保険 106団体 資機材 113団体	保険 109団体 資機材 128団体	保険 97団体 資機材 96団体	保険 98団体 資機材 97団体	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
		・府民協働防犯ステーションに対する子ども見守り用資機材の支援	297ステーション	297ステーション	297ステーション	297ステーション	
		・府民協働防犯ステーションに対し新たな取り組みを支援する特別支援プログラムの実施	86ステーション	23ステーション	33ステーション	29ステーション	
c. 「こども110番のいえ」活性化	点検活動の実施に合わせて活動要領マニュアルを配布するなど、「こども110番のいえ」の活性化を図ります。	・「こども110番のいえ」「こども110番のくるま」の整備活性化	いえ 16,705箇所 くるま 4,292台	いえ 17,058箇所 くるま 4,295台	いえ 17,427箇所 くるま 4,380台	いえ 17,734箇所 くるま 4,438台	警察本部 生活安全企画課
		・「こども110番のいえ」訪問活動	継続	継続	継続	継続	
		・「こども110番のいえ」マニュアル改訂版の作成				新規	
d. スクールガード・リーダー配置等の取組に対する支援	市町村が主体となって実施しているスクールガード・リーダーの配置やリーダー育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもの見守り活動の取組に対して支援します。	・府民協働防犯ステーション実践型講習会の開催	5箇所 379人	3箇所 230人	2箇所 159人	3箇所 203人	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
		・スクールガード等による子どもたちの見守り活動への支援	6市町	7市町	8市町	8市町	教育庁指導部 保健体育課
		・スクールガード・リーダーによる巡回指導と評価等の実施	4市町	5市町	5市町	5市町	

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

現行計画		取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
		・スクールガード養成講座の開催	1市町	開催なし	1市町	開催なし		
e. 教員等の防犯能力の向上	教員等を対象とした防犯等の講習会を開催し、指導者としての一層の資質の向上を図り、各学校における安全教育を充実させます。	・子供安全指導者（スクールサポーター）研修会の開催（R3年廃止） ・教職員の危機管理能力向上に向けた「防犯教育プログラム」の運用（R2から開始） ・学校安全教室指導者講習会（参集型で開催）	継続	継続	廃止	廃止		警察本部 生活安全企画課
				新規	継続	継続		警察本部 生活安全企画課
			継続	コロナのため休止	継続	継続		教育庁指導部 保健体育課
f. 通学路の安全確保	学校、警察、地域住民等による防犯の観点からの通学路の緊急合同点検結果を踏まえ、危険箇所に関する情報共有を進め、地域安全マップづくりや子ども110番のいえ設置等を推進するとともに、点検結果を踏まえて対策案を策定し、関係機関、団体等と必要な協議を行い、防犯環境の整備・改善を目指します。 また、不審者情報等について、夜間・休日でも迅速な情報共有を図るため、警察と学校担当者との連絡体制を確立するとともに、防犯・犯罪情報メール等を活用して、防犯ボランティア等による効果的な見守りや児童の保護者等による防犯対策に資する情報提供を推進します。	・地域安全マップづくり講習会 ・府民協働防犯ステーション等が実施するマップづくり支援 ・防犯メール（子ども安全情報に関するもの）配信数	5校 7回	1校 2回	2校 2回	2校 2回		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
			435件	402件	383件	252件		
(3) 少年の非行・犯罪被害の予防								
(ア) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進	少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。 また、関係機関・団体と連携し、情報共有を図るための連絡会議の開催や非行防止パトロールを実施するなど、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組を推進します。	・小中高における薬物乱用防止教室の開催（府） ・ダメ。ゼッタイ。普及運動における該当啓発活動 ・きょうと薬物乱用防止行動府民会議総会（高校生シンポジウム）開催 ・若年層向け薬物乱用防止対策推進事業（ワークショップ）の実施 ・京都府薬物乱用対策本部会議の開催 ・非行防止教室の開催 ・薬物乱用防止教室の開催（警察） ・各種ボランティアと連携した各種活動	開催率 99.9%	—	開催率 99.2%	開催率 99.5%	R2は開催率の調査せず	健康福祉部 薬務課
			300人	コロナのため中止	コロナのため中止	コロナのため中止		
			500人	700人	400人	600人		
			継続	継続	継続	継続		
			継続	継続	継続	継続		
			2,404回 157,355人	2,472回 105,240人	2,688回 127,137人	3,184回 152,428人		警察本部 少年課
			1,310回 92,258人	1,320回 59,668人	2,098回 98,347人	2,349回 119,187人		
			継続	継続	継続	継続		
(イ) 児童の性被害防止対策の推進	街頭補導、サイバーパトロール、各種相談等あらゆる機会を通じて情報収集を行い、被害児童を保護するとともに、被疑者の発見・検挙を行い	青少年の健全な育成に関する条例に基づく広報啓発	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 子ども・青少年総合対策室

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

現行計画		取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
	ます。また、青少年の健全な育成に関する条例を一部改正し、自画撮りの要求規制やいわゆる「Kビジネス（女子高校生らによる接客を売りにした「J」Kリフレ」「J」K散歩）等の有害役務提供営業）の規制を行うとともに、広報啓発を行うことにより、児童の性被害防止を推進します。	・福祉犯検挙、被害少年保護 ・児童の性被害防止に資する広報啓発	検挙 211件 186人 保護 171人	検挙 176件 146人 保護 134人	検挙 204件 152人 保護 138人	検挙 169件 130人 保護 113人		警察本部 少年課
(9) 消費者被害の防止の推進	成年年齢の引下げ（18歳）に伴う若者の消費者被害防止のため、高校生を対象とした消費者教育を強化するとともに、京都府大学安全・安心推進協議会等と連携して大学生等への情報提供を推進します。	・成年年齢引下げを見据えた啓発動画等の作成 ・府内の全高校3年生を対象に啓発カードを配布（R3から開始） ・成年年齢引下げや若年者が陥りやすい消費生活トラブルについて注意喚起するリーフレット「あま〜い誘いにご用心！」を府内の高校や大学へ送付 ・教員からの消費者教育教材「社会への扉」の活用方法等に関する相談に対応 ・高校での消費者被害未然防止等をテーマとした出前講座の実施		単年度 事業				文化生活部 消費生活安全センター
					新規	継続		
			継続	継続	継続	継続		
			継続	継続	継続	継続		
			39回 3,055人	44回 2,007人	51回 3,485人	42回 4,418回		
(4) ストーカー被害やDVへの対策								
(7) ストーカー総合対策の実施								
a. 京都ストーカー相談支援センター（KSCC）の運用	ストーカーに特化した専門相談窓口として、平成29年11月から運用を開始した京都ストーカー相談支援センター（KSCC）において、ストーカーの被害者本人に限らず幅広い対象からの相談を受け、ストーカー事案を早期に把握することで、重大事案への発展防止に努めます。	・京都ストーカー相談支援センターを運用	609件	472件	431件	542件		警察本部 人身安全対策課
b. ストーカー加害者への精神医学的・心理的アプローチ推進	加害者に対し、カウンセリング費用や精神科医による治療費の一部を負担することで受診を促し、被害者への執着心の軽減・除去を図ることで被害防止を図ります。	・加害者カウンセリングの受診促進	3人	3人	8人	9人		警察本部 人身安全対策課
c. 関係機関との連携	京都ストーカー総合対策ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体と連携し、ストーカーの被害者にも、加害者にもならない各種施策の推進、被害者等に対する切れ目のない支援を行います。	・ストーカー総合対策ネットワーク会議の開催	2回	コロナのため中止	2回	2回		警察本部 人身安全対策課
(4) 啓発活動によるDV防止対策の推進	府民協働防犯ステーションをはじめとする地域活動拠点等と連携し、冊子、カード、広報紙等を活用したDVやデートDVに関する啓発や年代に応じた暴力を許さない意識づくりを推進します。（パープルリボンキャンペーンの実施等） また、ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な啓発活動を実施します。 さらに、経済団体等と連携し、企業等職場におけるハラスメントを許さない職場づくりを啓発することにより、DV防止対策を推進します。	・「パープルリボンキャンペーン2022」における啓発等の実施 ・配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議によるDV啓発のためのシンポジウムを開催 ・中学校や高校等の教育機関、地域活動拠点、企業等職場における啓発講座の実施や啓発物の配付 ・デートDVに関連する事業の関係機関によるプラットフォームの	継続	継続	継続	継続		文化生活部 男女共同参画課
			継続	継続	継続	継続		
			継続	継続	継続	継続		
			継続	継続	継続	継続		

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画
第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

資料1-①

現行計画		取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
		・DV防止啓発冊子やカード等の作成	継続	継続	継続	継続		
		・配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議（代表者会議）及び各専門部会（相談部会・啓発部会・保護自立支援部会）の開催	継続	継続	継続	継続		文化生活部 男女共同参画課
(f) DV対策関係機関の連携強化による支援の推進	配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議の開催や相談機関の情報共有の場を継続的に設けることで、府内におけるDV対策を推進し	・第4次DV計画（計画期間：5年間2019～2023年度）に基づく取組等の事業実施	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
(i) 加害への気づきとDVを繰り返さないための加害者対応	加害者の抱える経緯等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。	・被害者支援の一環としての加害者プログラムを実施するため、加害者を対象とした更生のための個別カウンセリング及びグループワークを実施	継続	継続	継続	継続		文化生活部 男女共同参画課
(5) 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組								
(ア) 特殊詐欺対策の実施	特殊詐欺対策として有効性の認められる通話録音装置の普及を図るほか、最新技術を有する民間企業や大学等と連携し、特殊詐欺の手口を詳細に分析するとともに、被害防止に有効な技術やシステムの開発に向けた調査を検討します。	・府民の被害防止に向けた啓発活動	継続	継続	継続	継続		警察本部 組織犯罪対策第二課
		・防犯機能付き電話機の普及促進	継続	継続	継続	継続		
		・防犯機能付き電話機の普及促進に向けた働きかけ（自治体事業、防犯協会補助事業）	継続	継続	継続	継続		
		・特殊詐欺被害防止のための「家族を守ってTelの日」の働きかけ	449団体	497団体	556団体	635団体		
		・金融機関に対する利用限度額制限の働きかけ	継続	継続	継続	継続		
		・押収名簿を活用した防犯指導	継続	継続	継続	継続		
		・金融機関と連携した水際対策（被害の未然防止及び拡大防止）の強化	継続	継続	継続	継続		
		・金融機関・コンビニエンスストアと協働した声かけ訓練の実施	継続	継続	継続	継続		
		・高額出金対応時の金融機関設置用卓上POPの作成配付	単年度事業					
		・コンビニエンスストア用電子マネー啓発POPの作成配布		単年度事業				
		・警察官等身大パネルの作成設置		単年度事業				
		・被害を減少させるための犯行グループの検挙強化	継続	継続	継続	継続		
		・犯行ツール対策の強化	継続	継続	継続	継続		
		・京都府タクシー協会と連携した情報発信	継続	継続	継続	継続		

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画
第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

資料1-①

現行計画	取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
	・京都府立医大との共同による、詐欺被害可能性を測る「のーさぎチェックP3」を盛り込んだコンテンツの活用	継続	継続	継続	継続		
(i) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発							
a.関係機関の連携強化及び「オール京都」の重層的ネットワークの構築	関係機関が連携を一層強化するとともに、防犯CSR活動に参加する民間事業者や防犯ボランティア、特殊詐欺の標的となる高齢者、更には高齢者を取り巻く子や孫の世代も巻き込んだ「オール京都」の重層的ネットワークを構築して、「特殊詐欺を発生させない」社会気運の醸成に資する広報啓発を実施します。また、特殊詐欺被害に遭う確率の高い高齢者等に対してマンツーマンによる啓発を行い本人の防御力を養うとともに、身近にいる家族・親戚、事業者等の関係者に対しても注意喚起を行い、高齢者を見守る社会を構成していきます。	特殊詐欺被害ゼロミッション事業の開催 (R3廃止)	単年度事業				文化生活部 消費生活安全センター
		・福祉関係団体等の見守り活動の担い手となる者を対象に、専門研修の実施	5箇所	8箇所	16箇所	6箇所	
b.市町村、警察等の行政機関や団体等と連携し、きめ細やかな啓発活動を推進	高齢者等の消費者被害を防止するため、市町村、警察等の行政機関や団体・事業者、くらしの安心推進員と連携し、見守り活動の強化及び回覧板等を活用したきめ細かな啓発活動を推進します。	・消費者事業者等58団体で構成する「くらしの安心・安全ネットワーク」において10月を「くらしの安心・推進月間」として位置づけ、講演会その他、様々な啓発活動を実施	継続	継続	継続	継続	文化生活部 消費生活安全センター
		・市町村等へ消費者啓発等に係る情報や資料を提供するとともに、啓発活動や消費生活講座を協働して実施	継続	継続	継続	継続	警察本部 組織犯罪対策第二課
		・固定電話対策用チラシを作成配布	単年度事業				文化生活部 消費生活安全センター
		・特別定額給付金を狙った詐欺被害注意喚起チラシの作成配布		単年度事業			
		・高齢者向け注意喚起リーフレット作成配布		単年度事業			
		・開催市等と啓発イベント（特殊詐欺被害ゼロ・ミッション）を開催	継続	継続			
		・富国生命保険相互会社と協働した特殊詐欺被害防止啓発用ポケットティッシュ、広報ポスター及び啓発チラシの作成・配布	継続	継続	継続	継続	警察本部 組織犯罪対策第二課
		・三洋化成株式会社や協力飲食店等とクーポン券付き防犯リーフレットの作成配布	単年度事業				
		・日本銀行協会と大相撲京都場所での広報啓発	単年度事業				
		・日本証券業協会京都支部と大手筋商店街での広報啓発	継続	コロナのため休止	コロナのため休止	コロナのため休止	

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画
第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

資料1-①

現行計画		取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
(6) サイバー犯罪等への対応								
(ア) 京都府警察ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動の推進	違法・有害な情報があふれるサイバー空間において、府民が被害者にも、加害者にもならず、安心して安全にインターネットを利用できるよう、ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動等を推進します。	・京都府警察ネット安心アドバイザーによる講演の実施 ・高校生サイバー防犯ボランティアによる防犯教室・啓発活動の実施	303回 7回	216回 2回	200回 3回	333回 5回		警察本部 サイバー企画課
(イ) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活	SNS等の発達に伴うネットトラブルやサイバー犯罪の被害防止のため、青少年や高齢者が、ネットトラブル防止アクティブラーニング（実際にタブレット端末等を使用して自らがネットトラブルの疑似体験をする学習方法）を受講することで、情報モラルの向上や被害回避能力を高め、被害防止を推進します。	・タブレットを活用したネットトラブル体験型講座の開催	210回	161回	141回	249回		文化生活部 消費生活安全センター 警察本部 サイバー企画課
(ロ) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化	警察官の捜査力・解析力の向上、装備資機材の整備により対処能力の強化を図るとともに、新たなサイバー犯罪に対する調査研究を進め、犯罪被害の予防に向けたサイバートロールと取締りの強化により高度化するサイバー犯罪に対処していきます。	・スマホデータ解析装置の整備	継続	継続	継続	継続		警察本部 サイバー捜査課
(ハ) 若者や高齢者等のネット取引被害防止の推進	インターネット取引におけるルール遵守や被害防止等について、若者から高齢者等まで、それぞれの世代特性等を踏まえた内容で、あらゆる機会をとらえて情報提供することで、ネット取引被害防止を推進します。	・若者や高齢者に向けた出前講座の中でネットトラブルについて啓発 ・消費者問題に意欲の高い大学生リーダーにより、児童館や小学校等で出前事業を実施	71回 4,206人	43回 1,713人	34回 1,879人	38回 2,457人		文化生活部 消費生活安全センター
(ニ) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施	情報セキュリティに関するオール京都体制の産官公連携組織であるKsisnet（京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）において、情報セキュリティの専門家がワンストップで相談を受けるなど、中小企業の情報セキュリティ対策を支援します。	・中小企業を対象としたセキュリティセミナーの開催 ・メールマガジンによるKsisnetだよりの配信	10回 14回	3回 20回	7回 15回	17回 12回		警察本部 サイバー企画課
(7) 訪日外国人に係る取組								
(ア) 新たな事象に係る情報の集約と部門横断的な諸対策の推進	訪日外国人の急増に伴い、国際交流が広がる一方、法や制度の不知、言語・生活習慣の違いから新たな事象が発生していることから、これら新たな事象に係る情報の集約と一元化を図り、関係機関、団体等と連携し、適切な役割分担のもと、対策を推進していきます。	・京都府、京都市との民治等の対策会議による情報共有と連携強化	継続	継続	継続	継続		警察本部 市警察部企画課
(イ) 訪日外国人に対する「犯罪被害者、加害者にならない」広報啓発の推進	訪日外国人が利用する媒体を活用し、法や制度の周知徹底、言語・生活習慣の違いへの注意喚起を行い、訪日外国人を「犯罪被害者、加害者にならない」広報啓発活動を推進していきます。	・訪日外国人によるレンタサイクル利用時のマナーやルールの遵守、交通事故防止を目的に「KYOTO Safety Navj」、「自転車の交通ルール（英語版）」をホームページに掲載				新規		警察本部 交通企画課
		・訪日外国人によるレンタサイクル利用時のマナーやルールの遵守、交通事故防止を目的に携帯型自転車啓発リーフレット「KYOTO Safety Navj」を京都市域を管轄する警察署やレンタサイクル事業者、京都府観光政策課等に配布、街頭啓発や交通安全教育の場面で活用	継続	継続	継続	継続		警察本部 交通企画課
		・京都市観光バス路上混雑対策ネットワーク会議に参画し、訪日外国人が利用する観光バスの長時間駐停車を防止するため、各種働きかけを実施	継続	継続	継続	継続		警察本部 交通指導課、交通規制課
		・訪日外国人観光客向けの英語版フリーペーパー「KYOTO VISITOR'S GUIDE」への防犯情報の掲載	継続	継続	継続	継続		警察本部 生活安全企画課

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画
第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

資料1-①

現行計画	取組実績等	R1	R2	R3	R4	備考	担当課	
(8) 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応								
(7) 性犯罪対策の推進	学校、企業等と連携した体験型を取り入れた防犯教育等の実施のほか、スマートフォン等による犯罪発生地図情報を活用した情報発信や女子大学生等が居住する賃貸マンションの防犯対策に着目した「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の更なる普及促進を図ります。	・「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の広報	継続	継続	継続	継続	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課	
		・学校・企業と連携した防犯講習の開催及び情報発信	継続	継続	継続	継続	警察本部 人身安全対策課	
		・大学との協働による広報啓発資料の制作	継続	継続	継続	継続		
(4) 侵入窃盗犯罪対策の推進	防犯に関する助言・指導を行っているNPO法人京都府防犯設備士協会と連携し、専門家による防犯診断等を通じた建物の防犯環境の整備、向上を図ります。		新規	継続	継続		警察本部 生活安全企画課	
(9) 自転車盗対策の推進	学校、事業者等と連携しつつ、「鍵-1グランプリ」の継続開催等により、中高生の防犯意識の向上と自転車への施錠の習慣化に重点を置いた対策を推進します。	・「鍵-1グランプリ」の開催による学生を対象とした自転車盗対策の推進	継続	コロナのため休止			一定の成果があったため	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課 警察本部 生活安全企画課
		・幼児期からの施錠の習慣化に向けた防犯資料の配布			新規	継続		警察本部 生活安全企画課
		・自転車販売店と連携したポスター掲出、チラシ配布による被害防止啓発			新規	継続		警察本部 生活安全企画課
(1) 関係機関・団体等との連携による被害防止対策の推進	京都府万引き防止対策推進協議会、京都府自転車防犯登録推進協議会、京都府自動車盗難等防止連絡協議会等を通じて、多発犯罪である万引き、自転車盗、自動車関連窃盗等の被害防止対策を推進します。	・京都府万引き防止対策推進協議会と連携した被害防止対策の推進	継続	コロナのため休止	コロナのため休止	コロナのため休止		警察本部 生活安全企画課
		・京都府万引き防止対策推進協議会と連携した万引き防止ステッカー・ハンドブックの作成配布による被害防止啓発	継続	継続	継続	継続		
		・京都府自動車盗難等防止連絡協議会と連携した自動車関連窃盗防止対策の推進	継続	コロナのため休止	コロナのため休止	コロナのため休止		
		・京都府自動車盗難等防止連絡協議会と連携したナンバープレート盗難防止ネジ取り付けキャンペーンの実施	継続	継続	コロナのため休止	コロナのため休止		

実行計画	取組内容	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために							
(7) 国、京都府、市町村、民間協力者等の連携体制の構築	<p>刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるようにするため、刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が参画する、京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）を設置し、それぞれの取組に対する理解を深め、地域の状況に応じた支援の取組に向けて連携を強化します。</p>	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課 他
	・各協議会等への参画 就労：刑務所出所者等就労支援協議会 非行：非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進委員会協議会 住居：居住支援協議会 薬物：薬物依存対策推進本部会議 依存症：アルコール、ギャンブル依存症対策推進会議 DV：配偶者からの暴力に関するネットワーク会議 暴力団：暴力団離脱・社会復帰対策協議会						
	・協定を締結した龍谷大学の協力のもと課題共有型「えんたく」による研修会等の実施（R3から事業開始）			2回	3回		
	・京都Congress公開シンポジウム（R1.12.7）への協力	単年度事業					商工労働観光部 観光室
	・京都Congress（R3.3.7～12）、ユースフォーラム（2/27、28）開催への協力		単年度事業			コロナのため時期延期、規模を縮小して実施	健康福祉部 家庭支援課 文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
(4) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援							
a. 保護司、民間ボランティアの活動支援	保護司や民間ボランティアの活動を促進させるため、京都府保護司会連合会等の運営費を補助し、保護司や学生ボランティアによる研修会、住民集会等の開催を支援します。	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
b. 保護司等社会復帰を支援する活動団体に関する広報	国、市町村と連携し、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護支援に当たる保護司、更生保護女性会、BBS会（非行防止活動を行う青年ボランティア団体）、協力雇用主、更生保護協会、更生保護施設等の活動に関する広報を進め、再犯防止等に対する府民の理解を深める取組を実施します。	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課 文化生活部 男女共同参画課
c. 更生保護活動の府内拠点の拡充への協力	地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターを広く地域住民に周知するとともに、府内における拠点の拡充に協力します。また、更生保護サポートセンターや地域における犯罪防止等に取り組む法務少年支援センター京都（京都少年鑑別所併設）で行われる地域と連携した様々な取組を支援します。	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所		該当施設所管課
d. 民間協力者の優れた再犯防止の活動を顕彰	民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、認知度を高め、その活動を更に促進するため、保護司として永年にわたり熱意を持って従事し、その功績が顕著である者を顕彰します。						
e. 保護司や民間ボランティアの人材確保	保護司の高齢化や民間ボランティアの減少傾向に対応するため、京都府職員等に対し保護司の活動を紹介すること等により、保護司や民間ボランティア等の人材確保に協力します。	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
	・人権啓発教材として、保護司の活動を紹介する動画を配信				新規		

第3章 再犯防止施策の推進

実行計画		取組内容	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
	f. 個人寄附者に対する府民税控除等の財政支援	個人が府内に主たる事務所のある更生保護法人に寄附した場合について、京都府府税条例に基づき、個人府民税の控除対象とし、財政支援を実施します。	継続	継続	継続	継続		総務部 税務課
(9)	職員研修の実施	犯罪をした者等が抱える様々な課題に対する施策を効果的に推進するため、刑事司法関係機関の職員による京都府・市町村職員研修等を実施し、支援のノウハウや知見等を共有します。	/	/	2回	3回		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
			/	新規	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
(1)	広報啓発活動の推進							
	a. 再犯防止啓発月間の重点的広報啓発	再犯の防止等の推進に関する法律第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、犯罪をした者等の再犯の防止等についての府民の関心と理解を広く深めるため、重点的に広報啓発を行います。	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
	b. 全国運動「社会を明るくする運動」の推進等	全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、一層充実した広報啓発活動が行われるよう支援します。	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
			継続	休止	休止	休止	新型コロナウイルス感染拡大のため規模縮小、再犯防止に係る展示中止	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
(2)	非行少年等への支援							
(7)	非行少年等立ち直り支援	非行等の問題を抱える少年に対して、学校や警察、児童相談所等の関係機関と連携して、様々な体験活動等を通じて、地域社会の一員としての自覚を持たせ、立ち直りを支援するとともに、京都少年鑑別所が実施する地域援助を活用し、問題行動のある少年の心理検査や指導方法の提案を受けるなど、非行少年等立ち直り支援コーディネーターや臨床心理士等で構成された非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、少年一人ひとりに適したプログラムに基づき支援します。	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
(4)	非行の低年齢化に対応した支援、新たな犯罪等を生まない仕組みの構築	非行の低年齢化に対応した支援や、非行の背景にある虐待や貧困等の保護者自身が抱える悩みに対する支援をモデル的に実施し、効果を検証しながら再非行防止を進め、新たな犯罪等を生まない仕組みの構築を図ります。	国のモデル事業として実施	国のモデル事業として実施	/	/		健康福祉部 家庭支援課
(9)	非行少年等居場所づくりによる、非行・再非行防止	家庭や学校に居場所がなく、疎外感、孤立感から非行行動に発展していくという課題に対応するため、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）において実施する悩み相談や学習支援、体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割、存在価値」を見出すことにより、非行・再非行の防止を図ります。	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
(1)	再非行少年を生まない社会づくりの推進	再非行のおそれがある少年等に対し、積極的に手を差し伸べ、その立ち直りを支援するために、少年警察学生ボランティア等と連携して、少年の就学・就労に向けた支援や社会奉仕体験活動、生産体験活動等への参加等を実施し、再非行少年を生まない社会づくりを推進します。	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課

第3章 再犯防止施策の推進

現行計画		取組内容	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
(6) 再非行防止対策の充実	非行をした少年に対する立ち直り支援を行う中で、問題行動の原因が心理的な要因によるものと考えられる少年に対しては、京都少年鑑別所と京都府警察との協定に基づき、保護者の同意のもと、京都少年鑑別所に心理検査等の実施を依頼し、その分析結果の提供を受けることで、個々の少年の特性に応じたきめ細やかな立ち直り支援を推進し、再非行防止対策の充実を図ります。	・京都少年鑑別所と京都府警察との協定に基づく再非行防止対策（少年鑑別所職員による心理検査及び非行原因の分析結果に基づく助言等）	継続	継続	継続	継続		警察本部 少年課
(6) 薬物使用少年に対する立ち直り支援	薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。	・洛南病院と連携した初診料等の公費負担による少年に応じた適切な治療	継続	継続	継続	継続		警察本部 少年課
(6) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組	少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。（再掲）	・小中高における薬物乱用防止教室の開催	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 業務課
(7) 少年が被害者にも加害者にもならないための取組の推進	京都少年鑑別所や京都保護観察所等の刑事司法関係機関、京都府教育委員会等の教育機関、京都府警察や児童相談所等の行政機関で構成する「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」を定期的に開催するなど、組織間の情報共有と連携を図り、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組をより一層推進します。	・非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議の開催	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
(7) 児童福祉関係機関等との連携強化	支援が必要な少年、若年者について、児童福祉関係機関と関わりがある者や発達障害を有している者が少ないなどの実情を踏まえ、継続したきめ細やかな支援を実施するため、学校、児童相談所、福祉事務所、子ども・若者総合支援センター等において、少年院や保護観察所等との連携を強化します。	・非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議の開催	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
(3) 関係機関と連携した福祉的施策								
(7) 高齢者や障害のある者等への支援								
a. 京都府地域福祉支援計画や京都府保健医療計画において地域生活を可能にする施策を総合的に推進	京都府地域福祉支援計画や京都府保健医療計画において、高齢者又は障害のある者等医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、医療・福祉サービス、住居、就労、その他生活困窮への支援等地域での生活を可能にするための施策を総合的に推進します。	・第3次京都府地域福祉支援計画（計画期間：5年間 2019～2023年度）	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 地域福祉推進課 健康福祉部 健康福祉総務課
b. 矯正施設退所後、円滑に地域社会に復帰するための刑事司法関係や保健医療・福祉関係等との連携を強化	高齢者や障害のある者で福祉的な支援を必要とする矯正施設等退所予定者に対し、入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰できるよう支援するため、「地域生活定着支援センター」において、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を深め、福祉的支援の充実を図ります。	・矯正施設退所者等について、直ちに福祉サービスにつなげるための準備 <コーディネート業務> ・退所後に必要な福祉サービス等ニーズの把握 ・受入施設等との連携・調整 ・福祉サービスに係る申請支援 等 <フォローアップ業務> ・受入施設等に対する必要な助言 等 <被疑者等支援業務> ・刑事司法手続の入口段階における福祉サービス等の利用調整等 <相談支援業務> ・助言、その他必要な支援 等	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 地域福祉推進課

第3章 再犯防止施策の推進

現行計画		取組内容	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
(イ) 薬物依存を有する者への支援								
a. 薬物依存症者と家族等に対する相談事業の実施	京都府立洛南病院に設置された京都府こころのケアセンターや京都府精神保健福祉総合センターにおいて、薬物依存症者とその家族等に対する相談事業を実施するとともに、京都保健観察所や地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体等との連携体制を強化し、地域における継続した支援の充実に努めます。	・薬物依存ホットライン等における電話相談	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 薬務課
		・府北部異動相談事業の実施	継続	継続	継続	継続		
		・家族相談事業の実施	14人	27人	16人	15人		
b. NPO法人等との連携による講座及び薬物乱用防止のための広報活動の推進	NPO法人京都ダルク等と連携して、薬物再乱用防止プログラムに係る講座をこれまでも実施しており、薬物依存からの回復を引き続き支援するとともに、府民だより等の広報媒体、店舗の電光掲示板を活用した広報文の表示、薬物乱用防止のためのイベント開催等による広報活動を推進します。	・再乱用防止教育の実施	6人	4人	6人	5人		健康福祉部 薬務課
		・薬物依存症支援者研修会の実施	44人	休止	43人	25人		
		・薬物事犯者に対する再乱用防止に関する情報提供の継続実施	継続	継続	継続	継続		警察本部 組織犯罪対策第三課
(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保								
(イ) 安定した就労のための施策								
a. 個々の状況に応じた相談、就労、職場への定着までの総合的支援の実施	京都ジョブパーク等において、ハローワークや医療機関、関係団体等と連携し、個々の状況に合わせて、段階的・継続的に寄り添いながら、相談から就職、職場への定着までの総合的な就労支援を実施します。	・ハローワークとの密接な連携の下、就職を希望するすべての府民を対象に職業訓練から就職・定着までをワンストップで支援する総合的就業支援拠点京都ジョブパークを運営	継続	継続	継続	継続		商工労働観光部 雇用推進課
b. 矯正施設における効果的な職業訓練実施のための情報提供	矯正施設における職業訓練について、就労につながる技能の習得を意図した効果的な訓練ができるよう、訓練方法等について情報を提供するなど、連携を図ります。							
c. 出所者等の職歴・資格を活かした就労につなげるための各関係機関の事業内容の周知	刑務所や少年院等の入所者が持つ職歴や資格の情報を集約し、雇用を望む企業に紹介する法務省の「矯正就労支援情報センター」（通称コレワーク）や刑務所出所者等の就労を支援するNPO法人京都府就労支援事業者機構の事業内容の周知について、協力します。	・協定を締結した龍谷大学の協力のもとハンドブックで就労に関する支援団体の紹介し、当事者、支援者等へ配布（R2から事業開始）		新規	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
d. 犯罪をした者で障害のある者が、意欲・適正に応じて就労できるよう、既存の施策を活用しながら、相談から就労定着までの総合的支援を行うためのネットワークの強化	犯罪をした者等で障害のある者が、就労意欲や適性に応じて就労できるよう、既存の障害者施策を活用しながら、相談、能力開発・向上、定着支援等の総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。	・刑務所出所者等就労支援協議会への参画	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
e. 様々な事情により一般就労が困難な者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業等の活用により、自立を支援	経済的に困窮している者で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業や就労訓練事業の活用等により、自立の促進を支援します。	・生活困窮者自立支援制度に基づく「就労準備支援事業」を実施	68人	68人	61人	84人		健康福祉部 地域福祉推進課
f. 非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による就労体験等の支援	非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、協力事業所での就労体験等の支援プログラムに基づき支援します。	・非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）と関係機関との連携による支援の実施	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課

第3章 再犯防止施策の推進

実行計画		取組内容	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
	g. 京都保護観察所から推薦を受けた者を京都府会計年度任用職員として採用	家庭裁判所で保護観察に付された者又は少年院からの仮退院を許された者であって京都保護観察所から推薦を受けた者を、京都府臨時職員として採用する取組を踏まえ、犯罪をした者等の雇用等の促進について検討を行います。	採用なし	採用なし	採用なし	採用なし		知事直轄組織 人事課

第3章 再犯防止施策の推進

現行計画		取組内容	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
	h. 建設工事の入札資格の加点等により刑務所出所者等の協力雇用主の公共調達受注機会を増大し、支援	刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の建設工事の入札参加資格の等級区分に係る主観点を加点し、公共調達における受注機会の増大を図るなど、協力雇用主に対する支援を行います。	実績なし	実績なし	1件	1件		建設交通部 指導検査課
	i. 暴力団離脱に関する相談及び教育活動、「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」と連携し、協力雇用主の確保等の推進	暴力団からの離脱に関する相談対応や離脱を促進するための教育活動、就労支援等を行う「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」と連携し、暴力団離脱者についても受入れ可能とする協力雇用主の確保に向けた取組を推進します。	継続	継続	継続	継続		警察本部 組織犯罪対策第二課
	j. 警察本部において就労支援・社会復帰対策担当者（社会復帰アドバイザー）の配置、暴力団離脱の促進・就労等の援助	京都府警察において、就労支援・社会復帰対策担当者（非常勤・社会復帰アドバイザー）の配置等、暴力団組織からの離脱の促進、離脱者の就労等の援助措置を推進します。	継続	継続	継続	継続		警察本部 組織犯罪対策第二課
(4) 地域社会における定住先の確保のための施策								
	a. 犯罪をした者等が住居に困窮している状況や地域の実情等に応じて、府営住宅への入居における特別な配慮の必要性を検討	犯罪をした者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、犯罪をした者等の府営住宅への入居における特別な配慮の必要性について検討します。	継続	継続	継続	継続		建設交通部 住宅課
	b. 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に努めます。	継続	継続	継続	継続		建設交通部 住宅課
	c. 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活が送れるよう支援	経済的に困窮し、住居を喪失し又は喪失のおそれのある者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活ができるよう支援します。	一時生活支援事業による支援	1人	7人	4人	8人	健康福祉部 地域福祉推進課
住居確保給付金事業による支援				61件	21件	7件	健康福祉部 地域福祉推進課	
(5) 特性に応じた効果的な施策の実施								
	(7) 児童虐待の再発防止のための総合対策事業の実施	急増・困難化する児童虐待の再発防止のため、虐待を行った保護者に対する精神科医等によるカウンセリングの実施や児童虐待対応地域連携会議の設置等、関係機関と連携した児童虐待総合対策事業を実施します。	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
	(4) ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチの推進、DV加害者更生プログラムの実施	ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強く、重大事件に発展するおそれが高いため、被害者の将来にわたる安心・安全を確保するため、加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。 また、DVについては、被害者の中長期的な安心・安全の確保のために、加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にもならないための更生プログラムを実施します。（再掲）	DV被害者支援の一環として加害者プログラムを実施するため、加害者を対象とした更生のための個別カウンセリング及びグループワークを実施	継続	継続	継続	継続	文化生活部 男女共同参画課
			ストーカー被害者支援の一環として加害者更生プログラムを実施するため、加害者を対象とした更生のための個別カウンセリングを実施	継続	継続	継続	継続	警察本部 人身安全対策課
	(9) 暴力団離脱対策の実施	暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有するため、（公財）京都府暴力団追放運動推進センターや矯正施設等との連携を強化します。	継続	継続	継続	継続		警察本部 組織犯罪対策第二課

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

実行計画	取組内容	R 1	R 2	R 3	R 4	備考	担当課
(1) 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実							
(7) 犯罪による被害等発生直後の支援の充実	犯罪による被害等が発生した直後の精神的負担の軽減や早期回復支援等のため、被害者等に対して行う病院への付き添いや傷害等の身体犯被害者への初診料・診断料の公費負担制度の運用、被害直後の一時避難場所の確保等、初期的被害者支援を充実させます。	継続	継続	継続	継続	【R5年度新規事業】 ・犯罪被害者等支援調整会議の設置、社会福祉士の配置 ・転居費用、被害者参加制度利用に係る弁護士着手金、旅費一部補助制度創設 ・精神科・カウンセリング、一時避難、ハウスクリーニング公費負担制度の拡充 ・参考人旅費の支払い対象の追加	警察本部 警務課（犯罪被害者支援室） 健康福祉部 家庭支援課
(4) 生活全般にわたる総合的支援体制の充実、継続的支援							
a. 初期段階から犯罪被害者の生活に寄り添った総合的支援	当事者の心情に配慮しながら、初期の段階で警察等と連携を図り、総合的な支援や犯罪被害者等の生活に寄り添った中・長期にわたる支援を行うため、京都府犯罪被害者サポートチームや京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）、配偶者暴力相談支援センター等において総合的な支援を行います。	相談 1,312件 直接支援 347件	相談 996件 直接支援 504件	相談 989件 直接支援 305件	相談 972件 直接支援 444件	【R5年度新規事業】 同上 ※R1、R2は京アニ事件の影響で増加	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課 健康福祉部 家庭支援課
		相談 1,498件	相談 1,126件	相談 1,415件	相談 1,308件		健康福祉部 家庭支援課
		相談 6,360件	相談 6,387件	相談 5,232件	相談 5,408件		文化生活部 男女共同参画課
b. 必要とする支援の早期把握、犯罪被害者等の目線に立った支援	精神的被害からの早期回復のためのDV被害者のグループカウンセリングや、居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府営住宅の特定目的による優先入居募集等を実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。	28件	21件	19件	12件	【R5年度新規事業】 ・犯罪被害者等支援調整会議の設置、社会福祉士の配置	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
	DV被害者自立支援のためのグループワークを実施	継続	継続	継続	継続		文化生活部 男女共同参画課
	犯罪被害者等を対象とした府営住宅特定目的優先入居募集（2、6、10月に募集）	相談11件 入居なし	相談4件 入居なし	相談1件 入居なし	相談1件 入居1	【R5年度新規事業】 ・転居費用の補助制度創設	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
	犯罪被害者等を対象とした府営住宅の一時入居（6カ月上限）	入居なし	入居なし	入居なし	入居なし		建設交通部 住宅課
c. 市町村を含めた犯罪被害者等支援相談窓口の充実、国・府・市町村が連携・協力し、円滑な支援を図る	犯罪被害者等支援施策市町村職員担当者研修会の実施や犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」の活用等、市町村を含めた相談窓口体制の充実を図るとともに、国や京都府、市町村が適切な役割分担のもとで相互に連携・協力し、犯罪被害者等への円滑な支援を行っています。	1回	コロナ対策地域別7回	2回	2回	【R5年度新規事業】 ・犯罪被害者等支援調整会議の設置、社会福祉士の配置	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

実行計画		取組内容	R 1	R 2	R 3	R 4	備考	担当課	
	d. 自殺の要因ともなり得る深刻な心の悩みを抱える方々の必要とする支援及び見守り	犯罪被害者による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話・面接相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 地域福祉推進課	
			継続	継続	継続	継続			
(2) 個々の事情に応じた支援									
(7)	各関係機関との連携	犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害を1日でも早く回復させるためには、多くの支援機関による総合的な支援が必要であるため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会や京都府犯罪被害者サポートチームにおいて、各支援機関との連携を強化します。	京都府犯罪被害者支援連絡協議会への参画	継続	継続	継続	継続	【R5年度新規事業】 ・犯罪被害者等支援調整会議の設置、社会福祉士の配置	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
			支援センター、京都市、京都府警と協働した広報啓発活動	継続	継続	継続	継続		
(4)	児童虐待被害者に対する支援	児童虐待を受けた児童や被害少年等に対し適切な支援を行うため、児童相談所や関係機関、団体等がそれぞれの役割のもと、連携して対応します。	児童虐待対応協力員の配置	15人	15人	15人	14人		健康福祉部 家庭支援課
(9)	ストーカー被害者に対する支援	ストーカー被害を早期に把握し、重大事件への発展を未然に防止するため、京都ストーカー相談支援センター（KSCC）における専門相談を実施し、被害者等の安全確保に向けて、迅速かつ的確に対応します。	被害防止交渉に関する助言、防犯機器の貸出し等の援助措置	継続	継続	継続	継続	【R5年度新規事業】 ・転居費用の補助制度創設	警察本部 人身安全対策課
			犯罪被害者即時対応システムへの登録	継続	継続	継続	継続		
(1)	DV被害者に対する支援	DV被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談対応や一時保護、被害者の自立を支援する各種情報の提供を行うとともに、被害者の地域生活を支援する地域サポーターを養成します。	DV計画期間に基づく取組等の事業を実施	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
(4)	性犯罪被害者に対する支援	性暴力被害者の心身の負担軽減とその回復を図り、被害の潜在化を防止するとともに、性暴力のない社会づくりを目指すため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）において、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等と連携した総合的な支援を実施します。	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）において、関係機関との連携による総合的な支援を実施	継続	継続	継続	継続		健康福祉部 家庭支援課
(h)	家族等に対する支援	直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、兄弟姉妹等その家族や関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、京都府犯罪被害者サポートチームや関係機関等によるカウンセリング等の適切な支援を実施します。	京都府犯罪被害者サポートチーム相談専用電話の設置 京都府犯罪被害者支援センターにおいて、被害者本人のほか家族など周囲の方からの相談に対応 警察において、精神科医師の診療料やカウンセリング機関でのカウンセリング料を公費で負担	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課 警察本部 警務課（犯罪被害者支援室）

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

実行計画		取組内容	R1	R2	R3	R4	備考	担当課
(3) 民間支援団体への援助								
	(公社)京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して援助するとともに、寄附された古本等の売却収益を犯罪被害者支援センターに活動資金として寄附することができる「ホンデリング」の実施を府内全市町村に拡大するなど、その活動を積極的に支援し、併せて、その他の民間支援団体等との連携強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・(公社)京都犯罪被害者支援センターへの補助金交付 ・「ホンデリング」への取組 	継続	継続	継続	継続	[R5新規事業] ・被害者支援センターへの支援拡充	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
			512,639円 25,828点 18市町村	448,776円 13,537点 18市町村	501,123円 9,059点 18市町村	431,207円 9,120点 18市町村		
(4) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発								
(7) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者支援の重要性等について府民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、京都サンガF.C. ホームゲームでの啓発等の機会や犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)等の期間を利用し効果的な広報啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちのメッセージ展in京都の開催 ・いのちのメッセージ展(先端科学大)への後援・協力 ・府庁展示ロビーにおける広報啓発 ・被害者支援に向けた社会機運の醸成にかかるリーフレットの作成 ・広報用リーフレットや広報媒体を活用した広報啓発活動 ・大学等における啓発 ・遺族等講演会の開催 ・京都府犯罪被害者支援連絡協議会及び警察署単位犯罪被害者支援連絡協議会の通常総会開催及び研究分科会の開催 ・条例及び施策に関する検討委員会の立ち上げ、検討 ・京都府犯罪被害者等支援条例制定(R5.4.1施行) 	1回 550人	1回 220人	2回 300人	2回 580人		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
			継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全まちづくり推進課
			継続	継続	継続	継続		警察本部 警務課(犯罪被害者支援室)
			継続	継続	継続	継続		
			継続	継続	継続	継続		
			継続	継続	継続	継続		
			通常総会開催	書面	書面	書面		
							[R5年度新規事業] ・犯罪被害者等支援調整会議の設置、社会福祉士の配置 ・転居費用、被害者参加制度利用に係る弁護士着手金、旅費一部補助制度創設 ・公費負担制度の拡充	文化生活部 安心・安全まちづくり推進課

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

実行計画	取組内容	R1	R2	R3	R4	備考	担当課	
(f) いのちを考える教室の実施	人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者支援等に関する専門的な知識や技能を有する犯罪被害者支援コーディネーターによる「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。	12校 3,463人	3校 995人	3校 1,210人	4校 1,460人	コロナ感染防止のため 休止したまま、戻らない状況	文化生活部 安心・安全 まちづくり推進課 警察本部 警務課（犯罪被害者支援室）	
	・人権ナビにおいて被害者支援に関する講演動画を作成・配信				新規		文化生活部 人権啓発推進室 文化生活部 安心・安全	
(g) 各種相談窓口・支援窓口の広報等	犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、警察総合相談室や性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」、レディース相談、ヤングテレホン、京都ストーカー相談支援センター等の警察関係相談窓口や各市町村における相談窓口、民間支援団体が設置する相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害者支援施策市町村職員担当者研修会等の実施を通じて、担当者の相談対応力の向上を図ります。	・冊子「京都府人権相談窓口」への窓口掲載、京都府ホームページによる広報	継続	継続	継続	継続	文化生活部 安心・安全 まちづくり推進課	
		・府民相談相互連絡ネットワーク会議	継続	休止	休止	休止		警察本部 広報広聴課
		・相談担当者研修会						
		・京都府警察ホームページを始め各種広報媒体を利用した周知活動（通年）	継続	継続	継続	継続		警察本部 広報広聴課
		・SNS、ホームページ、広報用リーフレットへの掲載	継続	継続	継続	継続		警察本部 警務課（犯罪被害者支援室）
		・府警あんぜん広場（毎年11月号）に掲載	継続	継続	継続	継続		
		・ヤングテレホンの周知	継続	継続	継続	継続		警察本部 少年課
		・京都ストーカー相談支援センターの周知	継続	継続	継続	継続		警察本部 人身安全対策課
		・相談担当者への教養等相談対応力の向上	継続	継続	継続	継続		
		・ストーカー予防講座の開催	12回 1,775人	11回 1,374人	13回 2,639人	18回 3,303人		
		・レディース相談（パンフレット等資料配布）	継続	継続	継続	継続		警察本部 鉄道警察隊
		・細演対策講座の開催	19回 3,685人	12回 （コロナ感染症拡大防止のため、 学校教諭等に対するレクチャー教養を実施）	21回 5,304人	23回 4,338人		
		・性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」	継続	継続	継続	継続		警察本部 捜査第一課
・性犯罪被害者用リーフレット（大人用・子供用）掲載	継続	継続	継続	継続				
・交通事故相談所（本所・舞鶴支所）	継続	継続	継続	継続		文化生活部 安心・安全 まちづくり推進課		
・eラーニングツール（研修用、教育用）の作成、配信				新規				
・犯罪被害者等支援施策市町村担当者研修会の開催【再掲】	1回	コロナ対策地域別7回	2回	2回				

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（平成31年度～令和5年度）の記載項目と各条例等との関係

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 第2章 安心・安全なまちづくり	再犯の防止等の推進等に関する法律 地方再犯防止推進計画策定の手引き (令和3年3月 法務省)	犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 第3章 再犯防止	関係法令・計画等
第5条（推進体制の整備） ・安心・安全なまちづくりに関する施策の策定及び実施に必要な調査研究 ・府民等からの意見聴取 ・犯罪の防止に係る相談 ・市町村の施策の実施及び府民等の自主的な活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交番・駐在所機能の充実・強化 ▶ 予測型犯罪防御システムの予測精度向上に向けた調査・研究 ▶ 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域による包摂の推進 ・国・都道府県・市町村の役割の明確化 ・保護観察所等との連携強化 ・相談できる場所の充実 ○再犯防止へ向けた基盤の整備 ・ネットワークの構築 ○就労・住居の確保 ・就職へ向けた相談・支援等の充実 ・犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓 ・地方公共団体による罪を犯した者等の雇用 ・関係機関・団体との連携強化 ・公営住宅への入居の促進 ・新たな住宅セーフティネット制度の活用促進 ・更生保護施設に対する支援・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国、京都府、市町村、民間協力者等の連携体制の構築 ▶ 京都ジョブパーク等の就労支援 ▶ 協力雇用主の入札参加加算制度 ▶ 保護観察所の推薦者を臨時職員雇用 ▶ 矯正就労支援情報センターやNPO法人の取組紹介 ▶ 地域社会における定住先確保のための施策 	<ul style="list-style-type: none"> ■交番・駐在所等の機能充実・強化プラン ■警察署等の再編整備実施計画 ■第3次京都府地域福祉支援計画(H31～R5年度)
第6条（府民運動の推進） 第7条（広報及び啓発） 第9条（府民防犯の日） 第10条（顕彰）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 府民協働防犯ステーション活動等の地域住民等との連携・協働による地域防犯力の向上 ▶ 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施 ▶ 「府民防犯の日」等の取組 ▶ 「防犯まちづくり賞」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間協力者の活動の促進 ・保護司に対する支援 ・地域の民間協力者の開拓・連携 ・民間事業者のノウハウを活用した活動促進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援 ▶ 職員研修の実施 ▶ 広報啓発活動の推進 	
第11条（子供、障害者、その他犯罪の被害を受けるおそれがある者等の安全の確保） 第12条（情報提供、啓発及び教育） 第13条（通学路等における安全の確保）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童虐待防止のための総合的施策の実施 ▶ 少年の非行、性被害、消費者被害等の防止 ▶ ストーカー被害やDVへの対策 ▶ 高齢者が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組 ▶ サイバー犯罪等への対応 ▶ 訪日外国人に係る取組 ▶ 見守りボランティア、通学路の安全確保等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等と連携した就学支援 ・児童生徒の非行の未然防止等 ・学校等と連携した立ち直り支援 ・学校や地域社会で再び学ぶための支援 ○犯罪をした者の特性に応じた効果的な指導 ・少年・若年者に対する支援等 ・女性の抱える問題に応じた支援等 ・発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 非行少年への支援（学生ボランティア等との連携による就学・就労支援、居場所づくり） ▶ 児童虐待、ストーカー、DV加害者への更生プログラムの実施 ▶ 犯罪の背景（虐待、貧困等）の検証 ▶ 暴力団離脱者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■第2期京都府教育振興プラン(R3～12年度) ■京都府子どもを虐待から守る条例 ■第5次薬物乱用防止5か年計画 ■配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(H31～R5年度) ■京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(R4～R6年度) ■KYOのあけぼのプラン(第4次)(R3～12年度) ■登下校防犯プラン ■高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ■第3次京都府地域福祉支援計画(H31～R5年度)
第14条（施設等における防犯性の向上）	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 防犯環境の整備による地域防犯力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療・福祉サービスの利用の促進 ・高齢者又は障害者等への支援 ・薬物依存を有する者への支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関と連携した福祉的施策 ▶ 高齢者や障害のある者等への支援 ▶ 薬物依存を有する者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設等における防犯指針 ■防犯カメラ、ドライブレコーダーに関する京都府警察と各自治体との治安協定

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例	犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 第4章 犯罪被害者等への支援	京都府犯罪被害者等支援条例 （令和5年4月1日施行）	犯罪のない安心・安全なまちづくり計画 第4章 犯罪被害者等への支援	関係法令・計画 等
<p>第15条（犯罪被害者等に対する支援）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 個々の事情（児童虐待、ストーカー、DV、性犯罪被害者）に応じた支援 ➢ 家族等に対する支援 	<p>第10条（相談及び情報の提供等） 第11条（日常生活の支援） 第12条（心身に受けた影響からの回復） 第13条（安全の確保） 第14条（居住の安定） 第15条（雇用の安定） 第16条（経済的負担の軽減） 第17条（保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援） 第18条（損害賠償請求に関する情報の提供等） 第19条（大規模な事案における支援） 第20条（府内に住所を有しない者等への支援） 第21条（インターネットを通じて二次被害を受けたものへの支援）</p>	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>今回の犯罪被害者等支援条例制定を受けて、更に具体的な計画を盛り込む</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 京都府子どもを虐待から守る条例 ■ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(H31~R5年度) ■ 京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画(R4~R6年度) ■ KYOのあけぼのプラン(第4次)(R3~12年度) ■ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ■ 第3次京都府地域福祉支援計画(H31~R5年度)
<p>第16条（推進体制の整備等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間支援団体への援助 ➢ 犯罪による被害等発生直後の支援の充実 ➢ 生活全般にわたる総合的支援体制の充実 	<p>第22条（民間支援団体等に対する支援） 第24条（支援調整会議） 第25条（人材の育成及び確保）</p>	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>今回の犯罪被害者等支援条例制定を受けて、更に具体的な計画を盛り込む</p> </div>	
<p>第17条（広報及び啓発）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発 	<p>第23条（府民等の理解の増進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発 	

【ねらい】

社会全体で犯罪被害者等を支え、ともに寄り添うきめ細やかな支援の充実を図り、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

【主な内容】

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、途切れることのない支援を推進 ○市町村、府民、事業者等と連携協働して、社会全体で犯罪被害者等支援を推進
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> ○相談及び情報の提供 ○日常生活の支援 ○心身に受けた影響からの回復 ○経済的負担の軽減 ○多数の人の生命・身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案における支援 ○インターネットを通じて二次被害を受けた者への支援 ○犯罪被害者等支援に対する府民等の理解の増進
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関が一体となった犯罪被害者等支援を推進するための体制を構築

【特徴】

- 支援調整会議を設置し、犯罪被害者等の状況に応じた支援をコーディネート
- 多数の生命・身体に甚大な被害を及ぼすような大規模な事案や犯罪被害者等がインターネットを通じて受ける二次被害など、社会情勢の変化に応じた支援を実施
- 犯罪被害を受けた児童生徒等に対し、学校等における必要な配慮を規定

◎条例制定までの経過

- 平成16年12月 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例制定
(議員提案)
- 平成17年12月 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画策定(犯罪被害者等支援に係る計画内容を含む。)
- 平成26年4月 府内の全市町村で犯罪被害者等支援条例を制定
- 令和元年7月 京都アニメーション放火事件
- 令和3年7月 京都弁護士会から犯罪被害者等支援を目的とした府条例の制定を求める会長声明
- 令和3年12月 京都犯罪被害者支援センター、全国犯罪被害者支援ネットワークから犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定を求める要望
- 令和4年5月 京都犯罪被害者等支援検討委員会を設置し、検討

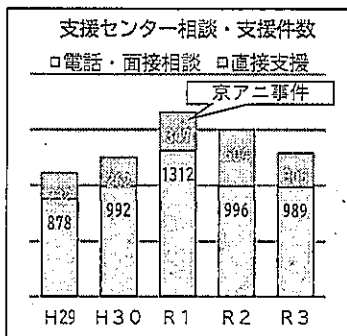
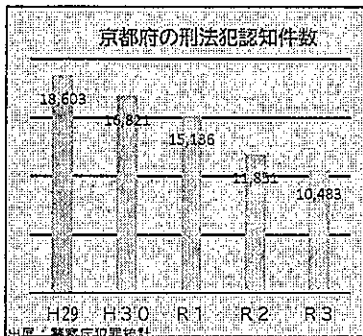
◎他府県・府内市町村の状況(令和5年7月末現在)

犯罪被害者等支援に特化した条例は45都道府県が制定済み
府内の全市町村で犯罪被害者等支援に特化した条例を制定済み

1. 現状及び課題

■ 京都府における犯罪情勢及び支援の状況

- ・刑法犯認知件数は年々減少。令和3年の10万人当たりの認知件数は全国で18番目
- ・京都犯罪被害者支援センターの相談・支援件数は増加しており、令和3年度は全国で6番目
- ・被害の影響が長引く、身体的侵害を内容とした事案の令和3年の認知件数162件に対して、支援センターにおける面接相談は29人(17.9%)、直接支援は38人(23.5%)



R3年度 身体的侵害への センター支援	面接 相談 (人)	直接的 支援 (人)
殺人	4	10
強盗	1	2
強制的性交等	9	11
強制わいせつ	4	6
暴行・傷害	9	8
その他	2	1
合計	29	38

■ 被害者等支援における課題

<つながらない支援>

- ・多くの被害者が、被害直後のショック状態の中、煩雑な手続きに戸惑い、どのような支援が必要かわからないまま、適切な支援につながっていない実態がある。

・事件に関連して受けた給付・支給・賠償等 >> 「いずれの支援も受けていない」 78.5%
 ・必要な手助け・支援 >> どのような支援・配慮が必要かわからなかった 37.3%
 【犯罪被害類型別調査 (H30.3警察庁)】

・何からどう手をつけていいのかわからなかった。今も、何が足りて何が足りていないのかわからない。
 ・行政窓口では、被害者が動くのではなく、窓口を一本化し、行政手続き以外の任意保険や相続など必要と思われる手続きを紹介してもらいたい。
 【被害者等アンケート調査 (R4.2京都府)】

関係機関が一体となり、ワンストップで被害直後から中長期にわたって、支援を講じる体制が必要

既存制度をコーディネートして支援を進める人材の配置や育成が必要

<重大事案から明らかとなった被害者等の状況>

- ・京アニ事件では、多くの被害者から、事件発生直後から日々、家事・育児等に関する支援を求める相談が寄せられ、日常生活さえままならない被害者等の実態が浮き彫りに
- ・被害者遺族へハラスメントが殺到、インターネット上での様々な書き込みによる混乱
- ・支援者の二次受傷防止や犯罪発生地域周辺住民への対策

被害を最小限に、一日でも早く被害から回復するための早期支援が必要

<被害者の孤独・孤立>

- ・府のアンケート調査によると、被害者や遺族は、事件の真相を知りたいと願う一方、刑事手続の過程だけでなく、日常生活においても周囲の無理解による言動に傷つき、相談できず、長期にわたり、苦しんでいる状況が明らかとなっている。

刑事手続における被害者参加、被害者を置き去りにしない支援が必要

2. 施策

新たな支援体制／被害者と支援をつなぐ、中長期的支援の充実

犯罪被害者等ワンストップ調整事業【新規】

- 警察と犯罪被害者支援センターを中心に行ってきた初期対応中心の支援から更に、中長期的な支援を見据え、関係機関が一体となって、ワンストップで支援する体制の構築
- 被害者が直面する複雑多岐にわたる困難に対して、国、府、市町村、民間支援団体等が提供する医療・福祉等のサービスを最大限に活用するためのコーディネーターを支援の現場に配置
- 死傷者が多数にわたるなど、社会的影響の大きい重大な事案に対する緊急時の多機関連携の体制整備

被害者支援に係る基盤強化／支援の担い手の育成

犯罪被害者等支援活動推進事業【拡充】

- 各種手続の補助、付添等の直接的支援、カウンセリングの増加への対応 等

人材育成事業【継続】

- 市町村職員研修の内容充実

損害回復への支援／刑事手続への被害者参加促進

生活再建支援事業【新規】

- 平穏な日常を取り戻すのに必要な費用に対して、どこからの支援も受けることができずに被害者等が負担する転居費用の一部を助成

法的援助助成制度【新規】

- 被害者や遺族が「事件の当事者」として裁判に関わることができる被害者参加制度を利用するために必要な費用の一部を助成

府民理解の促進

犯罪被害者等支援府民理解促進事業【継続】

- 誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを理解し、社会全体で被害者を支える気運醸成のための事業を実施(いのちを考える教室、生命のメッセージ展 等)

犯罪被害者支援活動推進事業費【拡充】

- 警察が実施する被害直後から初期段階における公費負担制度【継続】
- 警察庁通達による全国同水準での制度運用に伴う拡充 (一時避難に係る宿泊費、ハウスクリーニング費用、カウンセリング等の充実) 【拡充】
- 心身に受けた被害により、外出ができない被害者等に対するオンラインカウンセリングの導入、事件の参考人招致に係る付添人旅費の支給【新設】

事業概要

重大な事件・事故等で犯罪被害者等が被害直後から直面する各般の問題に対し、府、市町村、警察、京都犯罪被害者支援センターが一体となって、法律、心理、福祉の専門家による中長期支援を提供する体制を構築する。

被害者等が、法的・精神的・経済的に専門家の助言を必要とする場合

個別
複数課題

事件発生・被害認知

複数
波及大

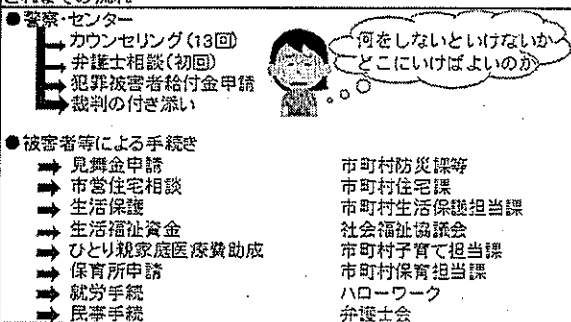
人の生命、身体に甚大な被害を及ぼす重大な事案が発生した場合

被害者等

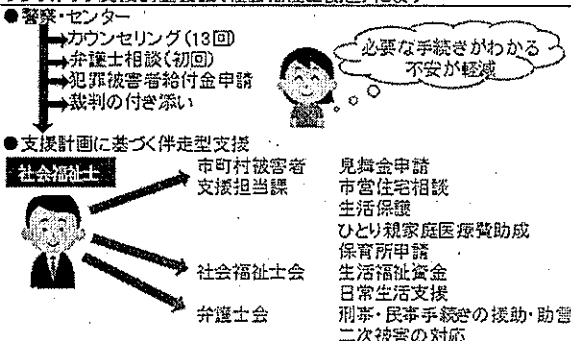
被害者の状況により、複雑多岐にわたる課題

事例 夫が殺人被害、母子家庭
▶ ひとり親、就労、保育園、子育て、経済的負担、役所手続、刑事・民事手続 等

これまでの流れ



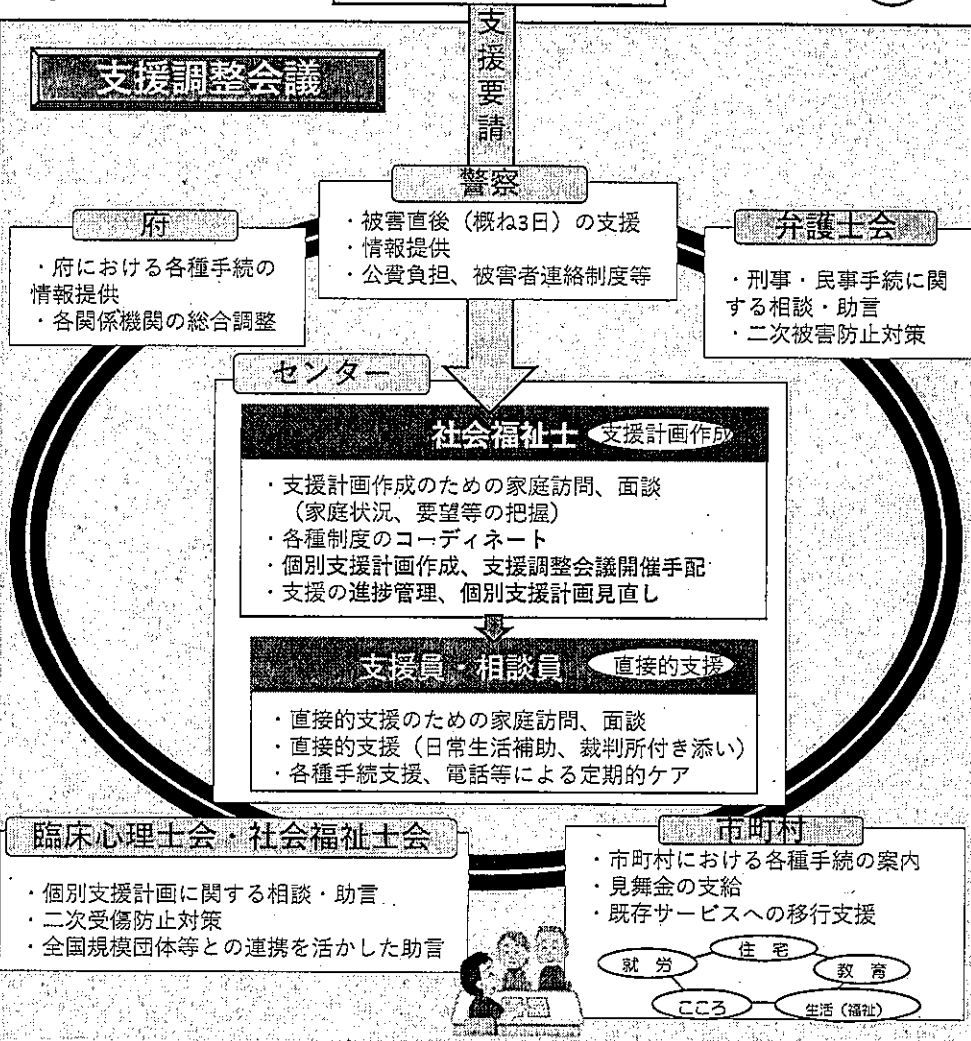
ワンストップ支援調整会議(社会福祉士配置)により



- ◎ 支援計画に基づく各関係機関における支援
- ◎ 早期段階での最適な支援の助言、ケア

被害者の生活基盤に関する不安を取り除き、心身に受けた被害回復に専念できるための支援を実施

支援調整会議



被害者等

個々の被害者の状況に加え、事件・事故の社会的影響が大きいことによる課題

- ・複数の被害者、府外に及ぶ被害者や遺族等
 - ・マスコミの取材が殺到し、家から出られない状態
 - ・SNS上での悪意ある書き込み
- ▶ 支援員の不足、他府県の支援状況の確認
マスコミ対応、二次被害の恐れ

- ◎ 弁護士、臨床心理士等の派遣、早期ケア
- ◎ 支援ボランティア等の手配
- ◎ 全国ネットワークを活用した情報収集
- ◎ 他府県における総合的支援への道筋

支援者及び地域住民

被害者を取り巻く支援者や地域等の課題

- ・被害者等に対するマスコミの取材
 - ・混乱する地域住民
- ▶ マスコミ対応、二次被害の拡大、支援者の二次受傷の恐れ

- ◎ 市町村における地域の状況把握
- ◎ 弁護士、臨床心理士等派遣、早期ケア

速やかな情報集約により、支援体制の早期立ち上げ、緊急的支援を実施

被害直後から平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、関係機関が一体となって必要な支援を届ける

支援の対象となる事案

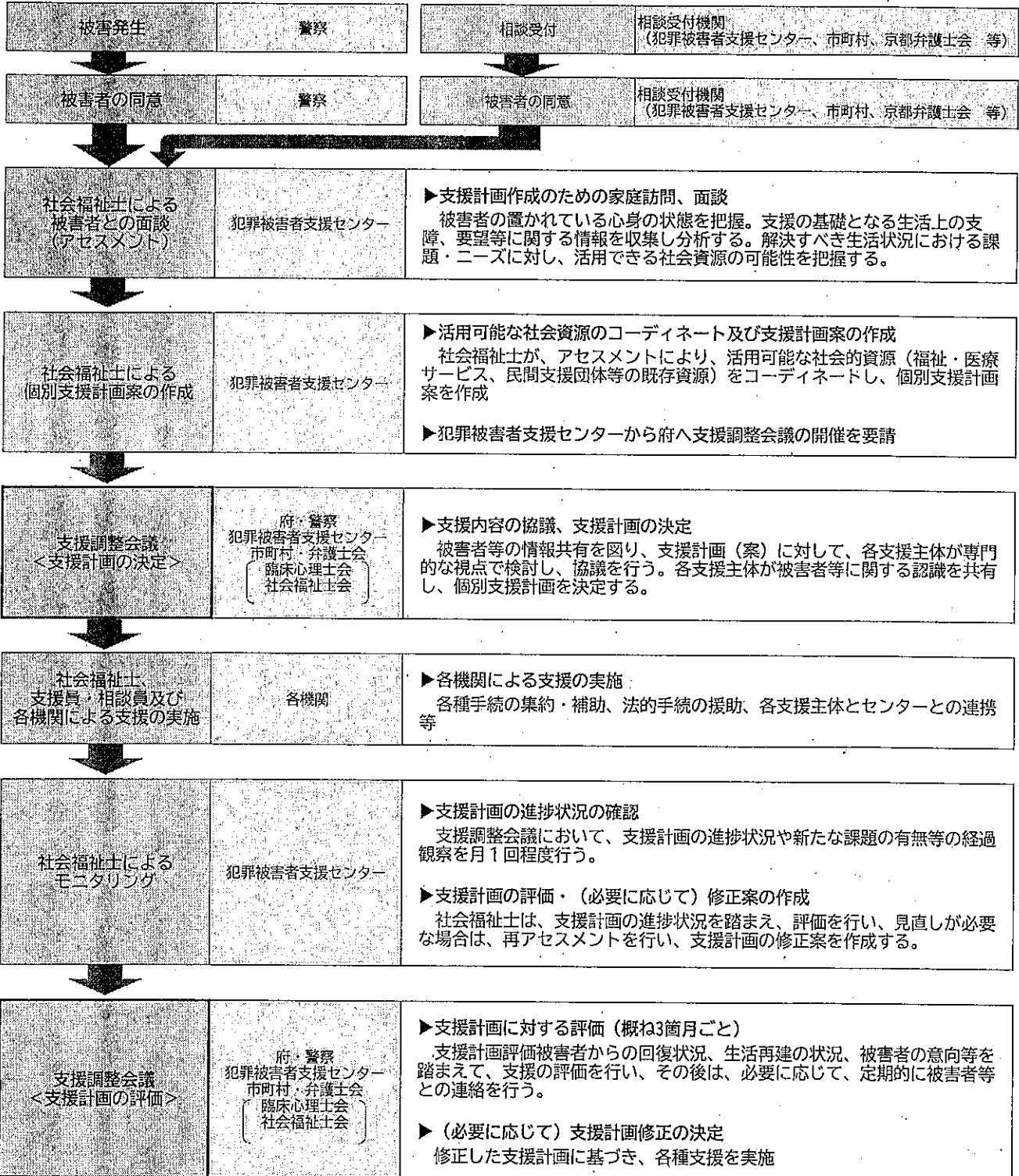
- ・ 殺人、強盗致死傷、傷害致死、強姦性交等（致死傷を含む）、強制わいせつ等（致死傷を含む）、逮捕・監禁、略取・誘拐、人身売買
- ・ 重傷病を負った傷害（1箇月以上の加療（PTSD等の精神疾患を含む。）が必要と医師に診断されたもの）
- ・ 危険運転致死傷（傷害は1箇月以上の加療が必要と医師に診断されたもの）

支援対象者

- ・ 犯罪被害者である府民及び家族、犯罪被害により死亡した府民の遺族
- ・ 府内に住所又は居所を有しない者で、府内で発生した対象事案により被害を受けた者

<被害直後に警察から支援要請する場合>

<警察以外の相談を受けた機関等から支援要請する場合>



法律の名称	主な内容	公布・施行日
児童福祉法及び児童虐待防止法の一部を改正する法律	・児童等保護への司法関与強化	H29.6.21公布 H31.4.2施行
民法 (一部改正)	・成年年齢の18歳への引下げ、女性の婚姻年齢の18歳への引上げ	H30.6.20公布 R4.4.1施行
生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律	・自立支援の基本理念 (生活困窮者の尊厳の保持等) の明確化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、貧困ビジネス対策 等	H31.6.8公布 H31.10.1施行
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	・障害者の活躍の場の拡大に関する措置。国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置	R1.6.14公布 R2.4.1施行
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	・目的、基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充等、市町村による貧困対策計画の策定、具体的施策の趣旨の明確化等	R1.6.19公布 R1.9.7施行
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	・児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置	R1.6.26公布 R2.4.1等施行
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	・地域共生社会の実現を図るため、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等	R2.6.12公布 R3.4.1施行
個人情報保護法の一部を改正する法律	・個人データについて、利用停止や消去等を請求する場合の対象要件が緩和 ・第三者提供記録についての開示請求が可能	R2.6.12 公布 R4.4.1 施行
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律	・「つきまとい」に当てはまる規制対象行為を追加。GPS 機器等を用いた位置情報の無承諾取得等についても規制対象行為	R3.4.28 公布 R3.8.26 施行等
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律	・発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」創設 ログイン型投稿における発信者情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等	R3.4.28 公布 公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律	・開示請求の範囲の見直し ・新たな裁判手続き (非訟手続き) の創設	R3.4.28 公布 R4.10.1 施行
少年法等の一部を改正する法律	・18・19 歳を「特定少年」として引き続き少年法適用、原則逆送対象事件の拡大、推知報道の一部解禁	R3.5.28 公布 R4.4.1 施行

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	・児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止とその定義、及び防止について明記	R3.6.4 公布 公布日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行
強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律	・「強制労働の廃止に関する条約」を締結するため、国内法を整備するもの	R3.6.16 公布 R3.7.6 施行
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律	・クロスボウ所持の禁止と所持許可制の導入	R3.6.16 公布 R4.3.15 施行
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	・女性相談支援センターの設置 ・多様な支援を包括的に提供する体制を整備	R4.5.25 公布 R6.4.1 施行(預)
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	・国や地方公共団体に対し、障害者からの相談対応に当たっての配慮 ・障害者に対し、障害の種類・程度に応じて情報提供することを配慮 等	R4.5.25 公布 公布日施行
児童福祉法の一部を改正する法律	・市町村におけるこども家庭センターの設置	R4.6.15 公布 R6.4.1 施行(預)
刑法の一部を改正する法律	・拘禁刑の創設 ・刑の執行猶予制度の拡充 ・侮辱罪の法定刑の引上げ	R4.6.17 公布 R4.7.7 施行
こども家庭庁設置法	・内閣府の外局として、こども家庭庁を設置	R4.6.22 公布 R5.4.1 施行
こども基本法	・支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・こども政策推進会議の設置	R4.6.22 公布 R5.4.1 施行
孤独・孤立対策推進法	・孤独・孤立対策に関する基本理念、国等の責務、基本的施策、推進体制等	R5.6.7 公布 R6.4.1 施行(預)
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律	・性犯罪の構成要件を改め、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪の処罰規定を整備 ・性犯罪の公訴時効期間を延長 等	R5.6.23 公布 R5.6.23 等施行
条例の名称		
京都府子どもを虐待から守る条例	・子どもを虐待から守るための施策や取組、その支援体制を一層強化するため制定	R4.3.18 公布 R4.4.1 施行
京都府犯罪被害者等支援条例	・犯罪被害者等支援を更に進めるため、基本理念、基本的な施策、推進体制について規定	R5.3.17 公布 R5.4.1 施行

民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

法律の要点

1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢



いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳



女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要



平成34年4月1日から施行

従前の経緯

平成19年5月 国民投票法の制定

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法についても法制上の措置を要請

平成21年10月 法制審議会の答申

- 選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、環境整備をした上で、成年年齢も18歳に引き下げる
- 成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引き上げるのが相当

平成27年6月 公職選挙法の改正

- 選挙権年齢を18歳へ引き下げ、民法についても法制上の措置を要請

平成28年7月 参議院議員通常選挙

- 国政選挙において、初めて18歳選挙権を実施

少年法等の一部を改正する法律案の概要

背景

○平成19年5月 日本国憲法の改正手続に関する法律〔投票権年齢を18歳以上とする〕

○平成27年6月 公職選挙法等の一部を改正する法律〔選挙権年齢を18歳に引下げ〕
附則第11条 国は、国民投票(略)の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、
…民法…、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○平成30年6月 民法の一部を改正する法律〔成年年齢を18歳に引下げ〕 【令和4年4月1日施行】

検討経過

○平成29年2月 法制審議会に諮問【部会を29回、3つの分科会を合計29回開催】

○令和2年10月 答申【総会・全会一致】

法律案の概要

18歳及び19歳の者の位置付け

選挙権を有し、民法上の成年となる一方、成長途上にあり、可塑性を有する存在

○ 少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備する。
【少年法第5章（特定少年の特例）】

特定少年の取扱い

① 家庭裁判所への送致

犯罪の嫌疑がある限り、全件を家庭裁判所へ送致する。 【少年法第42条】

② 原則逆送の対象事件

原則逆送の対象に「死刑、無期又は短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件」を追加する。
【少年法第62条第2項】

③ 家庭裁判所の保護処分

家庭裁判所の保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲で行い、「ぐ犯」は対象から除外する。
【少年法第64条・第65条第1項】

④ 刑事事件の特例

検察官送致（逆送）決定後は、原則として、刑事事件の特例に関する規定を適用しない。
【少年法第67条】

⑤ 推知報道の禁止

起訴（公判請求）された場合には、推知報道の禁止を解除する。 【少年法第68条】

⑥ 関係法令の整備

更生保護法、少年院法等の関係法律について、所要の整備を行う。

検討事項

施行後5年を経過後、施行状況、社会情勢・国民意識の変化等を踏まえ、罪を犯した18歳及び19歳の者に係る事件の手續・処分・処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があるときは、所要の措置を講ずる。
【附則第8条】

侮辱罪の法定刑の引上げについて

令和4年6月
法務省

引上げの必要性

- ・ インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっている
- ・ 近時の誹謗中傷の実態への対処として、侮辱罪の法定刑を引き上げ、厳正に対処すべきとの法的評価を示し、これを抑止するとともに、悪質な侮辱行為に対して厳正に対処することが必要

参考

(名誉毀損罪)

第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

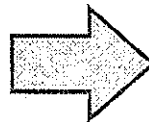
侮辱罪の法定刑の引上げ

改正前

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
(30日未満)(1万円未満)

- 公訴時効期間は1年(刑事訴訟法第250条第2項第7号)



改正後(令和4年7月7日施行)

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 公訴時効期間は3年(刑事訴訟法第250条第2項第6号)
※施行3年後における施行状況の検証が附則に追加

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、令和4年4月1日。データベース関係の規定は、令和5年4月1日。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は失効者等 免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること
 - ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること
 - ③ 児童ポルノ法違反、④ 痴漢行為又は盗撮行為、⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を条文で列挙。
※ 刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施
 - ・ 教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援**
 - ⇒ 教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等について準用

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**
 - ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日

令和6年4月1日

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪（改正）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下の **1** 又は **2** によって、

性交等(※1)をした場合、不同意性交等罪【5年以上の有期懲役】

わいせつな行為をした場合、不同意わいせつ罪【6月以上10年以下の懲役】

が成立(※2)

1 ①～⑧のいずれかを原因として、

同意しない意思を形成、表明 又は 全うすることが困難な状態にさせること、あるいは
相手がそのような状態にあることに乗じること

① 暴行 又は 脅迫

② 心身の障害

③ アルコール 又は 薬物の影響

④ 睡眠その他の意識不明瞭

⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在 …… 例：不意打ち

⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖 又は 驚愕 …… 例：フリーズ

⑦ 虐待に起因する心理的反応 …… 例：虐待による無力感・恐怖心

⑧ 経済的 又は 社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

…… 例：祖父母・孫、上司・部下、教師・生徒などの立場ゆえの影響力によって、
不利益が生じることを不安に思うこと

2 わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせること、又は
相手がそのような誤信をしていることに乗じること

1 や **2** に当たらない場合でも…

3 相手が13歳未満の子どもである場合、又は、

相手が13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合

にも、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立

※1 「性交等」には、性交・肛門性交・口腔性交のほか、膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれる。

※2 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪は、配偶者やパートナーの間でも成立する。

16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、面会要求等の罪が成立

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

- 1** わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】
 - ① 威迫、偽計 又は 誘惑 …………… 例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
 - ② 拒まれたのに反復 …………… 例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
 - ③ 利益供与 又は その申込みや約束 …… 例：金銭や物を与える、その約束をする
- 2** 1の結果、わいせつの目的で会うこと …… 【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】
- 3** 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること
【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

公訴時効期間の延長（改正）

2023年(令和5年)6月23日から施行

- 1** 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長
 - ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → 20年
 - ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …………… 10年 → 15年
 - ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → 12年
- 2** 1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。
※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。

聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則（新設）

2023年(令和5年)12月までに施行予定

性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に、証拠とすることができる。この場合、裁判所は、尋問の機会を与えなければならない。

- ① 供述が、一定の措置(※)が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき
 - (※)・供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置
 - ・供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置
- ② 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき

16歳未満の者に対する面会要求等の罪（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

16歳未満の子どもに対して、以下のいずれかの行為をした場合(※)、面会要求等の罪が成立

(※) 相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

1 わいせつの目的で、①～③のいずれかの手段を使って、会うことを要求すること

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

- ① 威迫、偽計又は誘惑 …………… 例：脅す、うそをつく、甘い言葉で誘う
- ② 拒まれたのに反復 …………… 例：拒まれたのに、何度も繰り返し要求する
- ③ 利益供与又はその申込みや約束 …… 例：金銭や物を与える、その約束をする

2 1の結果、わいせつの目的で会うこと

【2年以下の懲役又は100万円以下の罰金】

3 性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求すること

【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】

公訴時効期間の延長（改正）

2023年(令和5年)6月23日から施行

1 性犯罪について、公訴時効期間がそれぞれ5年延長

- ① 不同意わいせつ等致傷、強盗・不同意性交等の罪 など …… 15年 → 20年
- ② 不同意性交等、監護者性交等の罪 …………… 10年 → 15年
- ③ 不同意わいせつ、監護者わいせつの罪 など …… 7年 → 12年

2 1の期間に加えて、被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間が公訴時効期間となる。

※ 例えば、12歳時の不同意性交等の被害の場合、時効完成は、21年(15年+6年)後となる。

聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則（新設）

2023年(令和5年)12月までに施行予定

性犯罪の被害者等の供述を録音・録画した記録媒体は、次の要件をいずれも満たす場合に、証拠とすることができる。この場合、裁判所は、尋問の機会を与えなければならない。

① 供述が、一定の措置(※)が特に採られた状況の下でされたものであると認めるとき

(※) 供述者の特性に応じて不安・緊張を緩和することなど十分な供述をするために必要な措置

・ 供述者の特性に応じて誘導を避けることなど供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

② 聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された
性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態等撮影罪など（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

以下のいずれかの行為をした場合、性的姿態等撮影罪などが成立

1 性的姿態等撮影罪 【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、「性的姿態等」（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿）を撮影
- ② 不同意性交等罪に規定する①～⑧により、同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせ、又は相手がそのような状態にあることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ③ 性的な行為ではないと誤信させたり、特定の者以外はその画像を見ないと誤信させて、又は相手がそのような誤信をしていることに乗じて、「性的姿態等」を撮影
- ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の子どもの「性的姿態等」を撮影（※）
（※）相手が13歳以上16歳未満の子どもであるときは、行為者が5歳以上年長である場合

2 性的影像記録提供等罪

- ① **1** 又は **5** によって撮影・記録された性的姿態等の画像（「性的影像記録」）を特定・少数の者に提供

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- ② 「性的影像記録」を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

3 性的影像記録保管罪

【2年以下の懲役又は200万円以下の罰金】

- 提供又は公然陳列の目的で、「性的影像記録」を保管

4 性的姿態等影像送信罪

【5年以下の懲役又は500万円以下の罰金】

- 不特定・多数の者に、**1** の①～④と同様の方法で、「性的姿態等」の影像を送信（ライブストリーミング）

5 性的姿態等影像記録罪

【3年以下の懲役又は300万円以下の罰金】

- **1** の①～④と同様の方法で影像送信された「性的姿態等」の影像を、そのようなものであると知りながら、記録

性的姿態等の画像などの複写物の没収（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

刑罰(付加刑)として、以下の①や②の複写物の没収も可能となる(※)。

(※) 原本は刑法によって没収可能

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物
- ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設）

2024年(令和6年)6月までに施行予定

検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、その存在形態に応じて、それぞれ以下の①～③の措置をとることができる。

- ① 電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄
- ② それ以外の対象画像
→ 押収物の廃棄
- ③ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去命令

(※) 対象画像

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪に当たる行為により生じたもの
- ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
- ③ 児童ポルノ

上記の措置をとるための手続保障として、以下のような規定が整備された。

- ・ 対象画像の所有者等に対する聴聞の手続
- ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続
- ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続 など

性的姿態等の画像などの複写物の没収（新設）

2023年(令和5年)7月13日から施行

刑罰(付加刑)として、以下の①や②の複写物の没収も可能となる(※)。

(※) 原本は刑法によって没収可能

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪の犯罪行為により生じた物
- ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等

押収物に記録された性的な姿態の画像等の消去・廃棄（新設）

2024年(令和6年)6月までに施行予定

検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、その存在形態に応じて、それぞれ以下の①～③の措置をとることができる。

- ① 電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄
- ② それ以外の対象画像
→ 押収物の廃棄
- ③ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去命令

(※) 対象画像

- ① 性的姿態等撮影罪又は性的姿態等影像記録罪に当たる行為により生じたもの
- ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
- ③ 児童ポルノ

上記の措置をとるための手続保障として、以下のような規定が整備された。

- ・ 対象画像の所有者等に対する聴聞の手続
- ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続
- ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続 など

■ 犯罪のない安心・安全なまちづくりにおける京都府の関連計画

計画名	内容
交番・駐在所等の機能充実・強化プラン (平成 18 年 7 月)	交番・駐在所等の機能を充実・強化し、地域の防犯力の向上を府民と警察が協力・協働して推進するため策定
第 3 次京都府地域福祉支援計画 (計画期間：平成 31～令和 5 年度)	社会福祉法第 108 条に基づき、府内各市町村において地域福祉が計画的に推進されることを支援するために、広域的な見地から京都府の取り組むべき方向性を示すとともに、市町村における地域福祉計画の策定のための指針として策定
第 2 期京都府教育振興プラン (計画期間：令和 3～12 年度)	教育基本法に基づく「教育振興基本計画」であり、長期的な展望に立って、京都府の教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京都府ならではの教育」を進めていくための指針
児童虐待の防止と援助のためのネットワーク指針(京都府児童虐待防止ネットワーク会議)	子どもや家庭にかかわる関係機関による「ネットワーク」が、あらゆる段階で有効に機能するための指針として作成
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画 (計画期間：平成 31～令和 5 年度)	配偶者からの暴力に関し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため策定
京都府依存症等対策推進計画 (計画期間：令和 3 年度～9 年度)	依存症及びアルコール健康障害(以下「依存症等」という。)に係る対策を本府の実情に即して、発生から進行、再発の各段階に応じて推進するため策定
第 9 次京都府高齢者健康福祉計画 (計画期間：令和 3 年度～5 年度)	介護保険サービスの基盤整備、介護予防・生活支援の充実、ニーズに応じた高齢者住まいの整備、医療と介護の連携強化などの地域包括ケアの取組をさらに推進し、高齢者の自立を支援する地域づくりを進めるため策定
第 4 期京都府障害者基本計画 (計画期間：令和 2 年度～5 年度)	障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策の総合的・計画的な推進を図る。
第 6 期京都府障害福祉計画、第 2 期京都府障害児福祉計画 (計画期間：令和 3 年度～5 年度)	国基本指針を踏まえ、各市町村が策定する市町村障害福祉計画に定める数値目標及びサービス等見込量を基に府障害福祉計画及び府障害児福祉計画を策定
第 2 次京都府自殺対策推進計画 (計画期間：令和 3～7 年度)	自殺の問題に関する府民の理解促進、社会的要因の軽減等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため策定
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 (計画期間：令和 4～6 年度)	京都府消費生活安全条例第 7 条に基づき策定。消費者教育の推進に関する法律第 10 条第 1 項に定める都道府県消費者教育推進計画に位置付け

<p>京都府男女共同参画計画 - KYOのあけぼのプラン (第4次) (計画期間：令和3～12年度)</p>	<p>男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活躍に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」第14条に基づき策定</p>
<p>京都府人権教育・啓発推進計画(第2次) (計画期間：平成28～令和7年度)</p>	<p>一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、人権という普遍的文化を構築するため、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針を策定</p>
<p>京都府住生活基本計画 (計画期間：令和3年度～12年度)</p>	<p>住生活基本法に基づき、京都府の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画</p>